

建設副産物の取扱い方針

令和8年4月

佐 賀 県

目 次

佐賀県建設副産物処理方針	1
佐賀県建設副産物再生利用方針	7
建設発生土管理資料の作成要領	12
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊処理フロー	19
アスファルト・コンクリート塊の搬出フロー	20
建設副産物処理、再生利用に係る様式	21
佐賀県建設副産物再生施設指定要領	54
建設副産物再生施設指定に係る様式	58
再生コンクリート砂の品質基準	75
再生石材の品質基準	76
再生加熱アスファルト混合物の品質基準	80
参考資料	84

佐賀県建設副産物処理方針

(総則)

第1条 建設副産物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)に基づく適正処理を実施してきたところであるが、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)等により、まず①発生抑制、次に②再使用、その後③再生利用を行い、④熱回収・縮減を検討して最後に⑤適正な処分を行うなど建設副産物に係る総合的な対策を前提とした処理が必要なため、佐賀県が発注する建設工事において発生する建設副産物の処理方法について定める。

(建設副産物処理の基本方針)

第2条 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」(国土交通省 平成14年5月30日改正)によることを原則とする。

(適用範囲)

第3条 この方針は、佐賀県が発注する全ての建設工事に適用する。

(対象とする建設副産物)

第4条 対象とする建設副産物は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材及びその他の建設副産物とする。

(処理方法)

第5条 建設副産物処理は、次の各号による。

(1) 建設発生土及び建設汚泥

ア コブリス・プラスの建設発生土情報交換システム等の活用により必要土の情報収集に努め、工事現場から50kmの範囲内の他工事への流用を原則とする。

なお、建設発生土の土質特性に応じた「土質区分基準」を(表-1)に、また、各々の区分に応じた「適用用途標準」を(表-3)に示す。なお、具体的な運用については、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」(平成25年12月 土木研究センター)を参考にする。

イ 発生工事から利用工事までの運搬費は、発生側の工事に計上することができるものとする。

ウ 流用不可能な土については、土砂流出、不法投棄等の問題が生じないよう「建設発生土管理資料の作成要領」(p.12)に基づき適正に処分するものとする。

エ 建設汚泥については、「建設汚泥リサイクル指針」(平成11年10月公表 建設大臣官房技術調査室監修)により自ら利用、有償売却及び再生利用制度の活用等により再利用に努めるものとするが、やむを得ず最終処分する場合は「廃棄物処理法」の対象となるため、適正に処理するものとする。

オ 工事の発注にあたっては、処理方法の指示及び処理費用の計上等について適正に行うものとする。

(2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

ア 建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、現場内流用を優先するが、現場条件や経済性等を考慮し、やむを得ず廃棄物として工事現場から搬出する場合は、産業廃棄物処分業の許可を持つ中間処理施設(再資源化施設)へ搬出するものとする。(p.19 処理フロー参照)

イ 産業廃棄物処理業者に委託して処理（収集運搬、中間処理及び最終処分）する場合、元請業者は書面による委託契約書を締結することとし、必ず産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用するとともに、必要に応じて写真や現地立会等により確認するものとする。

ウ アスファルト・コンクリート塊については、産業廃棄物処分業の許可（中間処理、がれき類）を持つ施設のうち再生加熱アスファルト混合物の生産施設若しくは生産施設へ販売を行っている施設とする。（p.20 搬出フロー参照）ただし、同施設の受入ができない場合は、発注者と受注者で協議して決定するものとする。

（3） 建設発生木材

ア 建設工事に伴い発生した木材（伐木・除根材含む）を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出するものとする。

ただし、工事現場から50km以内の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の（ア）及び（イ）の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）とすることができるものとする。

（ア） 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合。

（イ） 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合。

イ 中間処理施設への運搬については、「廃棄物処理法」に基づくものとする。また、処理の確認については、マニフェスト伝票及び必要に応じて写真等によるものとする。

ウ 使用済型枠は再使用に努めるものとする。また、再使用できないものは、再資源化に努めるものとし、再資源化できないものは適正に処分するものとする。

エ 産業廃棄物処理業者に委託して処理（収集運搬、中間処理及び最終処分）する場合は、書面による委託契約書を締結することとし、必ずマニフェスト伝票を使用するとともに、必要に応じて写真や現地立会等により確認するものとする。

（4） その他の建設副産物

その他の建設副産物（廃プラスチック類、混合廃棄物及び廃石膏ボード等）については、関係法令等に基づき、適正な処理を行うものとする。

関係法令等

〔	「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「建設リサイクル法」	〕
	「建設副産物適正処理推進要綱」、「建設リサイクルガイドライン」等	

（各段階における計画書・実施書等の作成）

第6条 再生資源利用促進計画書・実施書の作成は、次の各号による。

（1） 対象工事

ア 計画書及び実施書の作成対象工事

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「建設省令第20号」及び「建設リサイクル法」に基づき、次のいずれかに該当するもの

（ア） 体積が500m³以上の建設発生土を搬出する工事

（イ） コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の重量の合計が200t以上を搬出する工事

（ウ） 建設リサイクル法の対象工事

○建築物解体 80m²以上 ○建築物新築・増築 500m²以上

○建築物リフォーム1億円以上 ○土木工事等 500万円以上

のいずれかに該当する工事規模、かつ、

○コンクリート ○コンクリート及び鉄から成る建設資材

○木材 ○アスファルト・コンクリート

のいずれか1つでも使用又は発生する工事

イ 再生資源利用促進実施書のみ作成対象工事

前号の対象工事以外の工事で、最終請負金額が100万円以上の工事

(2) 各段階における計画書・実施書等の作成

発注者は、次の各号において計画書・実施書等を作成又は作成を求めるものとする。

ア 計画段階及び設計段階

計画段階における「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」（別添1）及び設計段階における「リサイクル計画書（詳細設計）」（別添2）の作成を設計業務の受託者へ求めるものとする。

イ 積算段階

積算段階における「リサイクル計画書（積算段階）」（別添3）を作成するものとする。

ウ 契約段階

建設リサイクル法の対象工事において「再生資源利用計画書」（様式-1）及び「再生資源利用促進計画書」（様式-2）の作成を請負業者に求め、法第11条に規定する通知をコブリス・プラスにより工事着手前までに工事場所を所管する土木事務所（佐賀市内の工事の場合は佐賀市役所）へ提出するものとする。

エ 施工段階

「再生資源利用計画書」（様式-1）及び「再生資源利用促進計画書」（様式-2）の施工計画書への添付を請負業者へ求めるものとする。（第6条（1）イの対象工事（最終請負額が100万円以上）の場合、実施書のみ）

オ 完了段階

・建設リサイクルが困難な場合、「リサイクル阻害要因説明書」（別添4）を作成するものとする。

・発注者は工事完了後に請負業者へ「再生資源利用実施書」（様式-3）及び「再生資源利用促進実施書」（様式-4）を作成、提出させる。

(3) チェックリストの作成

発注者は、各段階における建設リサイクル計画・実施等が適切に行われたかを確認するための建設リサイクルチェックリスト（様式-5）を作成するものとする。

（処理条件の明示）

第7条 建設副産物の処理条件については、「公共工事建設副産物処理特記仕様書」（様式-6）により明示するものとする。

（附則）この方針は、平成15年4月1日から適用する。

佐賀県建設副産物処理方針（平成6年4月1日適用）は、廃止する。

（附則）この方針は、平成16年6月15日から適用する。

（附則）この方針は、平成17年4月1日から適用する。

（附則）この方針は、平成21年4月1日から適用する。

（附則）この方針は、平成23年4月1日から適用する。

（附則）この方針は、令和2年10月1日から適用する。

（附則）この方針は、令和5年1月1日から適用する。

（附則）この方針は、令和8年4月1日から適用する。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	*2), *3), *4) 細区分	コーン 指数 q c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6), *7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) W _n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準 ずるもの)	第1種	-	礫質土 砂質土	礫{G}、砂礫{GS} 砂{S}、礫質砂{SG}	-	・排水に考慮するが、降水、侵入地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		人工材料	改良土{I}	-	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	-	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	-	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
			有機質土	有機質土{O}	40~80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土{I}	-	
泥 土*1), *9)	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	-	
	泥土b		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	-	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土{Pt}	-	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理をしたものである。例えば、第3種改良土は、第4種建設発生土又は泥土を安定処理し、q c 400kN/m²以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整など物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメータで測定したコーン指数。(参考表参照)
- *6) 計画段階(掘削前)において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知)
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成23年3月30日 環廃産第110329004号 環境省通知)
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締め固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

- *1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
- *2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。

表-3の1 適用用途標準(1)

用途 土質区分		工作物の埋戻し		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
		評価	留意事項	評価	留意事項	路床		路体	
						評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土(砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種建設発生土(砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎		◎		◎	
第3種建設発生土(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	△		△		△		○	
	第4種改良土	△		△		△		○	
泥 土	泥土a	△		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△	
	泥土c	X		X		X		△	

[評価]

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
- ：適切な土質改良(含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等)を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- X：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

- 含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
- 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
- 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
- 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

- 最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上がり厚さが規定されているもの。
- 細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
- 礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
- 粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
- 透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
- 表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- 施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
- 淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備考]

※水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点(地盤改良、締固め等)を別途考慮するものとする。

表-3の2 適用用途標準(2)

用途 土質区分	河川築堤		土地造成				水面埋立て	
	高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎ 最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎ 表層利用注意	◎ 粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種改良土	◎ 最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○	-	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎ 表層利用注意	◎ 淡水域利用注意
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎ 最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎ 表層利用注意	◎
	第2b種	◎ 粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	◎ 粒度分布注意
	第2種改良土	◎ 表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎ 表層利用注意	◎ 淡水域利用注意
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	◎ 粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎ 施工機械の選定注意	◎ 粒度分布注意
	第3b種	◎ 粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎ 施工機械の選定注意	◎
	第3種改良土	◎ 表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎ 表層利用注意 施工機械の選定注意	◎ 淡水域利用注意
第4種建設発生土(粘性土及びこれに準ずるもの)	第4a種	○	○		○		○	◎ 粒度分布注意
	第4b種	○	○		○		○	◎
	第4種改良土	○	○		○		○	◎ 淡水域利用注意
泥土	泥土a	○	○		○		○	
	泥土b	△	△		△		△	○
	泥土c	×	×		×		△	△

参考表 コーン指数(qc)の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(樹地盤工学会編「地盤材料試験の方法と解説 第一回改訂版」pp.405-412)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mmふるいを通したものを。 ただし、改良土の場合は9.5mmふるいを通させたものとする。
	モールド	内径 100±0.4mm 容量 1,000±12cm ³
	ランマー	質量 2.5±0.01kg
	突固め	3層に分けて突き固める。各層ごとに30±0.15cmの高さから25回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積3.24cm ² 、先端角度30度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーン先端を供試体上端部から5cm、7.5cm、10cm貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量5cm、7.5cm、10cmに対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数(qc)	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積3.24cm ² で除する。

注) ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。

佐賀県建設副産物再生利用方針

(総則)

第1条 この方針は、佐賀県が発注する工事で使用する建設副産物を再生した建設資材の利用方法について定める。

(建設副産物再生利用の基本方針)

第2条 再生資材の利用については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づき積極的に推進するものとする。

なお、運用に当たっては、本方針によるものとする。

(適用範囲)

第3条 佐賀県が発注する全ての建設工事に適用する。

(対象とする建設副産物)

第4条 対象とする指定副産物のうち、建設発生土、建設汚泥、コンクリート塊、アスファルト
・コンクリート塊及び建設発生木材を対象とする。

(利用方法)

第5条 建設副産物の利用は、次の各号による。

(1) 建設発生土、建設汚泥

ア 工事に必要な土については、コブリス・プラスの建設発生土情報交換システム等の活用によりリサイクル情報の収集に努め、工事現場から50kmの範囲内の他工事からの流用を原則とする。

イ 搬入に係る運搬費については、発生側の工事に運搬費が計上されていない場合に限り、搬入側で計上することができるものとする。

ウ 工事で発生する石材(岩石、巨石)等については、可能な限り資材としての利用に努める。

エ 発生した状態での再利用が不可能な土についても、土質改良等により積極的に再利用に努める。なお、具体的な運用については、「建設発生土利用技術マニュアル第4版」(平成25年土木研究センター)を参考にする。

オ 建設汚泥については、改良(焼成、固化脱水、乾燥及びセメント・石灰等による安定処理等)を施すなど、再生利用に努めるものとする。

また、再生利用する場合の品質区分は、原則としてコーン指数を指標としその指標及び各々の区分に応じた用途については、「佐賀県建設副産物処理方針(令和8年4月1日適用)」の表-1 土質区分基準、表-3の1、3の2 適用用途標準によるものとする。

カ セメント及びセメント系固化材を使用して建設発生土及び建設汚泥を土質改良する場合は、六価クロムが土壤環境基準(0.05ppm)を越える濃度で土壤中に溶出する恐れがあるため、【「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」の一部変更について(平成13年4月20日付 国官技第16号 国土交通省大臣官房技術調査課)】により、事前に安全性を確認するものとする。

(2) コンクリート塊

ア 再利用の対象工事は、(表-1)に掲げる工事とする。

イ 再利用用途については、「資源有効利用促進法」に関する「建設省令第19号」に掲げられているが、(表-1)に掲げる利用用途については、再生資材の使用を原則とする。

ただし、資材が市場にないものについては、新材を使用する。

再利用の対象工事 (表-1)

資材種別	対象工事	利用用途	備考
再生コンクリート砂 (RS-10)	下水道工事 電線共同溝工事	・管路(電線・下水道)の埋戻し材	中間処理 施設にお ける生産 品
再生クラッシャーラン (再C-40)	すべての工事	・小型構造物の基礎材 ・ブロック積み、擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材 ・その他簡易な用途	
再生クラッシャーラン (RC-40)	同上	・下層路盤材	
再生粒調砕石 (RM-40)	同上	・上層路盤材	
再生栗石 (5~15cm)	同上	・小型構造物の基礎材 ・擁壁の裏込め材 ・その他簡易な用途	

(注1) 再生クラッシャーラン(再C-40、RC-40)については、再生材100%の使用を原則とする。ただし、以下の場合の条件については、新規材を混合することができるものとする。

(1) 品質を確保出来ない場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・品質が確保出来ない理由書・試験結果等を提出すること。

(2) 副産物の供給等の問題で新規材を混合する場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・再生材100%を生産し、その再生材の販売量が販売量全体の50%以上あること。
- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・前年度の(月別)のコンクリート塊の供給量、再生材の生産量・販売量を提出し、新規材を混合する理由書を提出すること。

また、アスファルト・コンクリート塊を混合する場合は、配合率を50%以下とする。

(注2) 再生砂(RS-10)、再生粒調砕石(RM-40)については、アスファルト・コンクリート塊は混合しないものとする。

(注3) 工事現場内で再利用する場合は、p.19(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の処理フロー)を参照するものとする。

ウ 再生石材は、工事現場から40kmの範囲内にある「佐賀県建設副産物再生施設」の指定を受けた施設で再生されたものを原則として利用する。

但し、これにより難しい場合は発注者と受注者が協議するものとする。(特記仕様書に記載)

エ 再生石材の品質基準については、「再生石材の品質基準」によるものとする。

オ 再生砂の品質基準については、「再生コンクリート砂の品質基準」によるものとする。

(3) アスファルト・コンクリート塊の利用について

ア 再利用の対象工事は、(表-2)に掲げる工事とする。

イ 再生加熱アスファルト混合物の種類については、次のものとする。

(ア)「プラント再生舗装技術指針」の規格に合致する再生加熱アスファルト混合物(分級型)

(イ) 上記以外の再生加熱アスファルト混合物(非分級型)

ウ 再利用用途については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「建設省令第19号」に掲げられているが、(表-2)に掲げる利用用途については、再生資材の使用を原則とする。

エ 再生加熱アスファルト混合物の利用については、施設現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内の「佐賀県建設副産物再生施設」の指定を受けた施設で生産されたものを原則として利用する。

ただし、これにより難しい場合は、発注者と受注者が協議するものとする。(特記仕様書に記載)

オ 再生加熱アスファルト混合物の品質基準については、「再生加熱アスファルト混合物の品質基準」によるものとする。

再利用の区分 (表-2)

資材種別		利用用途 (注1)	備考
再生加熱 アスファルト混合物	分級型	すべての道路の表層・基層	
	非分級型	舗装計画交通量が1,000台/日・方向未満の道路の表層・基層(注2、3)	
アスファルト安定処理路盤材		すべての道路のAs安定処理路盤	
再生クラッシャーラン (再C-40)		・小型構造物の基礎材・ブロック積み、 擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材・その他簡易な用途 (注4)	中間処理施設における生産品
再生クラッシャーラン (RC-40)		・下層路盤 (注4)	

(注1) 対象とする道路は、農道、林道を含むすべての道路について適用する。

(注2) 非分級型の使用については、積算時に前述エの規定により判断する。なお、協議により分級型の使用が妥当と判断される場合は、材料承認にて使用を認めるものとするが、設計変更の対象とはしないものとする。また、基層に使用する場合は、非分級型密粒度As合材と分級型粗粒度As合材を経済比較のうえ、判断する。

(注3) 舗装計画交通量は「舗装設計施工指針」(第2章 2-3-2 舗装計画交通量)によるものとする。

(注4) 再生クラッシャーラン(再C-40、RC-40)については、アスファルト・コンクリート塊の配合率を50%以下とする。

(4) 建設発生木材

建設発生木材については、チップ化等により再資源化された木質ボード、堆肥等の利用に努めるものとする。

(各段階における計画書・実施書等の作成)

第6条 再生資源利用計画書・実施書の作成は、次の各号による。

(1) 対象工事

ア 計画書及び実施書の作成対象工事

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に関する「建設省令第19号」及び「建設リサイクル法」に基づき、次のいずれかに該当するもの

(ア) 体積が500m³以上の土砂を搬入する工事

(イ) 重量が500t以上の砕石を搬入する工事

(ウ) 重量が200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

(エ) 建設リサイクル法の対象工事

○建築物解体 80m²以上 ○建築物新築・増築 500m²以上

○建築物リフォーム1億円以上 ○土木工事等 500万円以上

のいずれかに該当する工事規模、かつ、

○コンクリート ○コンクリート及び鉄から成る建設資材

○木材 ○アスファルト・コンクリート

のいずれか1つでも使用又は発生する工事

イ 再生資源利用実施書のみで作成対象工事

上記対象工事以外の工事のうち、最終請負金額が100万円以上の工事

(2) 計画書・実施書等の作成

発注者は、次の各段階において計画書・実施書等を整備するものとする。

ア 計画段階及び設計段階

計画段階における「リサイクル計画書(概略設計・予備設計)」(別添1)及び設計段階における「リサイクル計画書(詳細設計)」(別添2)の作成を設計業務の受託者に求めるものとする。

イ 積算段階

積算段階における「リサイクル計画書(積算段階)」(別添3)を作成するものとする。

ウ 契約段階

建設リサイクル法の対象工事において「再生資源利用計画書」(様式-1)の作成を請負業者に求め、法11条に規定する通知をコブリス・プラスにより工事着手前までに工事場所を所管する土木事務所(佐賀市内の工事の場合は佐賀市役所)へ提出するものとする。

エ 施工段階

「再生資源利用計画書」(様式-1)の施工計画書への添付を請負業者に求めるものとする。

(第6条(1)イの対象工事(最終請負額が100万円以上)の場合、実施書のみ)

オ 完了段階

・建設リサイクルが困難な場合、「リサイクル阻害要因説明書」(別添4)を作成するものとする。

・工事完了後に「再生資源利用実施書」(様式-3)の作成を請負業者に求めるものとする。

(3) チェックリストの作成

各段階における建設リサイクル計画・実施等が適切に行われたかを確認するための建設リサイクルチェックリスト(様式-5)を作成するものとする。

(再生材利用の条件明示及び施工管理)

第7条 再生材利用の条件明示及び施工管理は、次の各号による。

(1) 再生資材使用の条件明示

発注者は、再生資材の搬入条件を「公共工事建設副産物特記仕様書」(様式-6)により明示するものとする。

(2) 施工管理書類

発注者は、再生材使用時においても新規材使用の場合と同様な施工管理を請負業者に求めるものとする。また、再利用施設からの材料の搬入については「再生資材利用確認表」(様式-14)を品質管理書類への添付を求めるものとする。

附則(適用期日)

この方針は、平成17年4月1日から適用する。

佐賀県建設副産物再生利用方針(平成6年4月1日適用)は、廃止する。

附則(適用期日)

この方針は、平成16年6月15日から適用する。

附則(適用期日)

この方針は、平成17年4月1日から適用する。

附則(適用期日)

この方針は、平成21年4月1日から適用する。

附則(適用期日)

この方針は、令和2年10月1日から適用する。

附則(適用期日)

この方針は、令和5年1月1日から適用する。

附則(適用期日)

この方針は、令和5年8月1日から適用する。

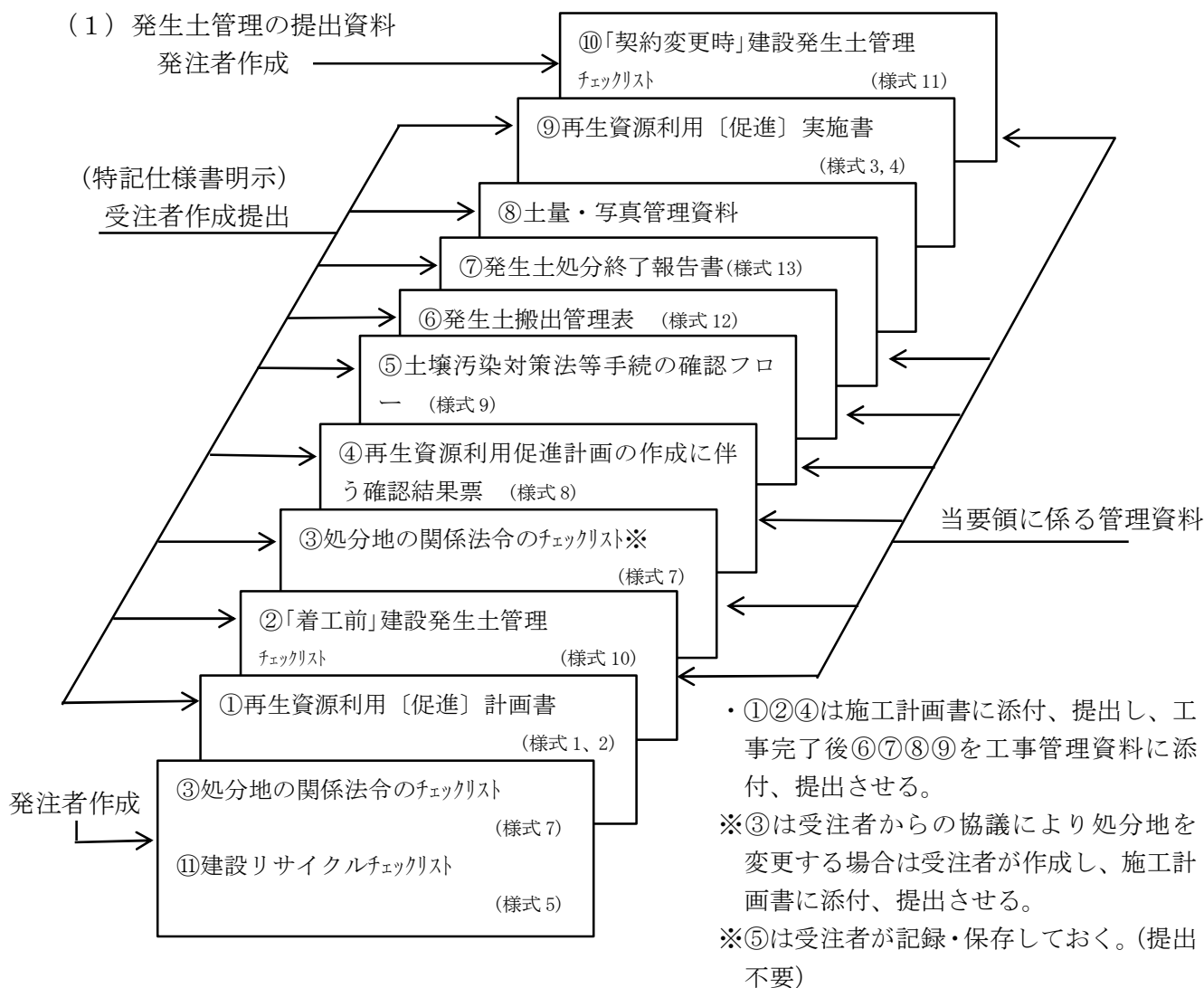
附則(適用期日)

この方針は、令和8年4月1日から適用する。

建設発生土管理資料の作成要領

《管理資料作成の目的》

「建設発生土」の適正な処分管理を行うため、発生土の流用・搬出先、処分量等を正確に把握するとともに、処分地に関する法律・条例等に抵触することなく適正な処分を行うことを目的とするものである。



(2) ②⑩建設発生土管理チェックリストの作成

「着工前」の②のチェックリストについては、着工前に受注者が作成し、施工計画書あるいは工事打合簿に添付して提出する。

「契約変更時」の⑩のチェックリストについては、最終契約変更時に発注者が作成し、打合せ簿により受注者へ送付する。

(3) ③建設発生土に関する関係法令のチェックリストの作成

発注時に発注者が作成し、設計図書に添付する。また、受注者からの協議により処分地を変更する場合は受注者が作成し、施工計画書に添付、提出させる。

作成する場合もしくは受注者からの提出があった場合は、各法・条例等の手続きが適切に行われているか、また、その許可等が土砂を持ち込む計画になっているかなどを許可等の目的(種類)を関係部署(法令所管課)に確認するなどして、各項目をチェックする。

なお、公共工事建設発生土処理施設に認定されている施設に搬出する場合は、添付不要とする。

(4) ④再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票の作成

受注者は、工事現場内における土壌汚染対策法の届出及び建設発生土搬出先における関係法令の許認可の確認結果を記載した確認結果票を作成し、再生資源利用促進計画の添付資料として発注者へ提出するとともに内容を説明する。また、再生資源利用促進計画と確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示する。

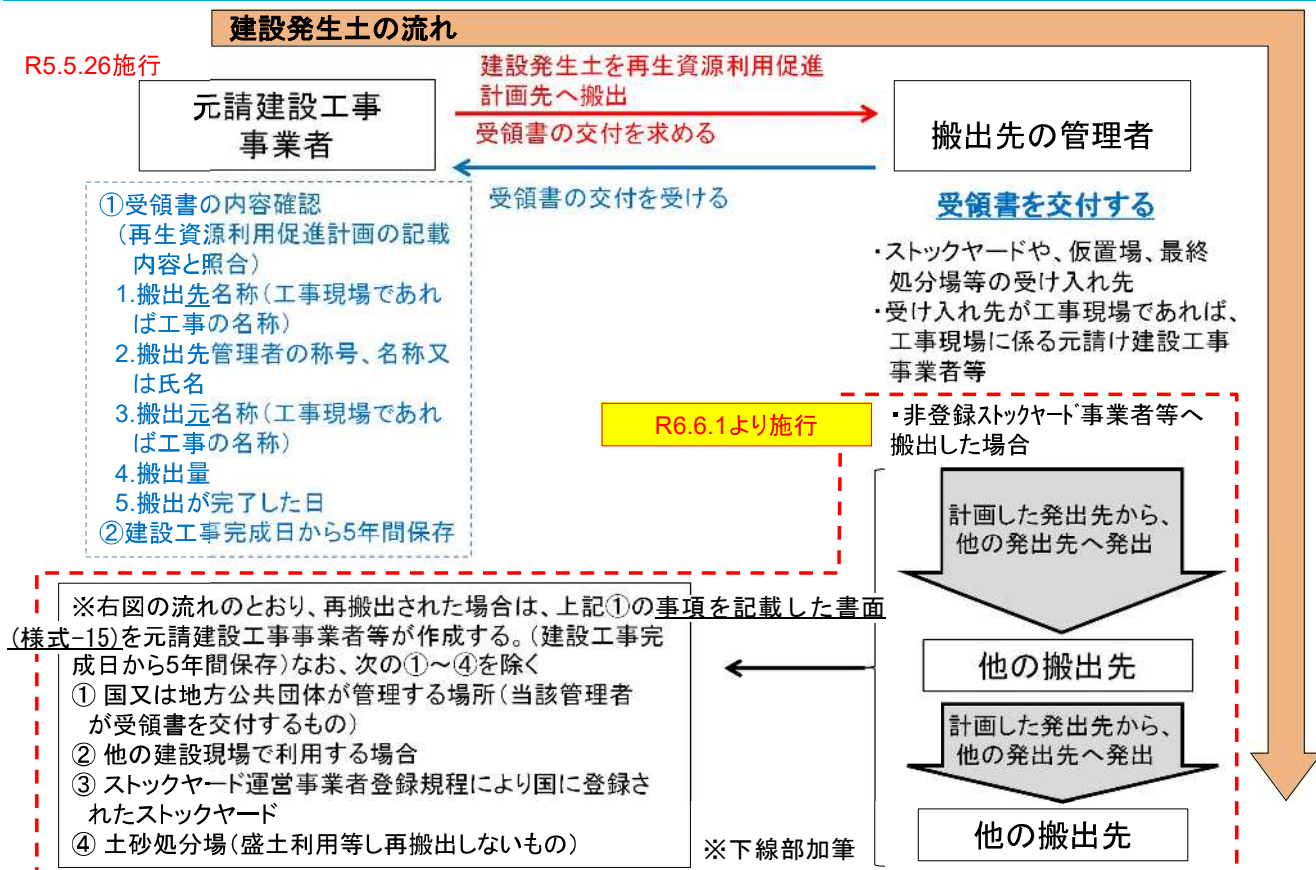
(5) 適正な変更契約

「特記仕様書の処理条件」に変更が生じた場合は、契約変更を行うことで必ず甲乙協議行って下さい。

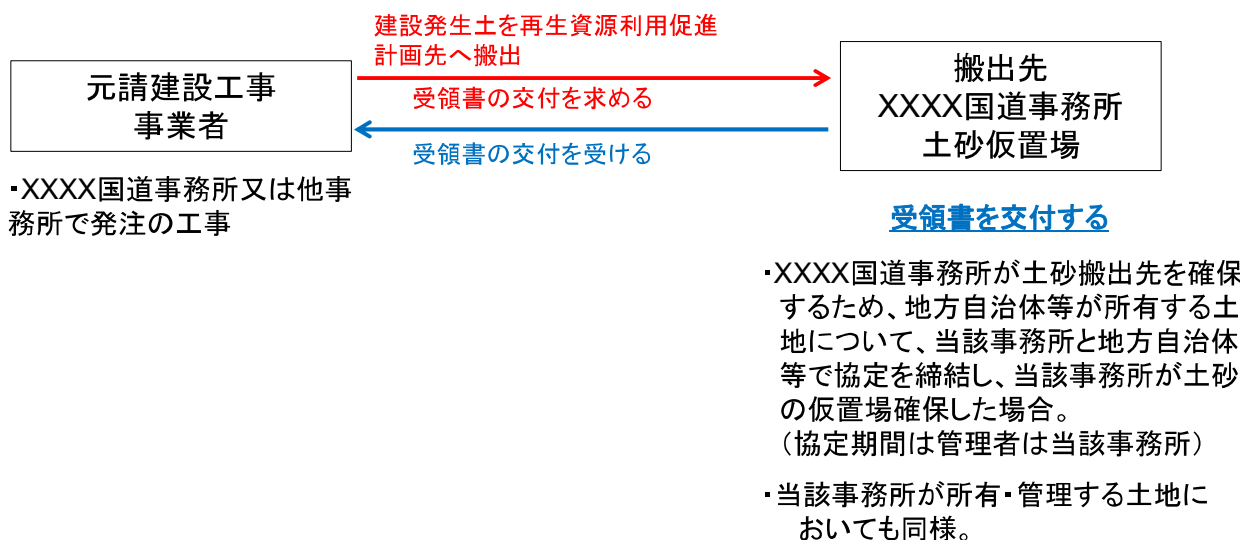
(6) 建設発生土の受領書

受注者は、再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ建設発生土を搬出した際は、搬出先の管理者から受領書の交付を求め、受領書に記載された受領先の名称及び所在地が再生資源利用促進計画と一致することを確認し、受領書を建設工事完了日から5年間保存する。(別添参考資料参照)

受注者は、再生資源利用計画に記載した搬入元から建設発生土を搬入した際は、受領書を搬入元へ交付する。



発注者が管理する土砂の仮置場へ、同発注者の発注工事より建設発生土を搬出した場合においても、下図のとおり受領書を交付する。



(受領書記載例)

令和●年●月●日

(搬出元)

●●●●●建設工事

責任者(※1) ●●●● 殿

(受領先)

■■■■■建設工事

責任者(※1) ■■■■

土砂受領書

受領先の名称及び所在地：■■■■■建設工事

■■■県■■■市■■■町■■■丁目■■番地■■地内

受領した管理者の商号：■■■■■建設(株)

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●●●●県●●●●●市●●●●●町●●●●●丁目●●●●●番地●●●●●地内

土砂の搬出量(※2)：盛土利用等 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

一時堆積 第1種建設発生土 ●●●●●m³ (地山量)

搬入が完了した日：令和●年●月●日

※1 工事現場における責任者(監理技術者など)とする。なお、受領先が発注機関の場合、責任者は発注機関の所属長とする。

※2 土砂の搬出量には、以下に基づき利用種別、土質区分、土量を記載する。

○利用種別

盛土利用等：土砂を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合

一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場合

○土質区分

土地素区分は、佐賀県建設副産物処理方針の土質区分基準(表-1)とする。なお、これにより難しい場合は土質材料の工学的分類体系((公社)地盤工学会)による。

○土量

土量には、土量算定上の状態(地山量、締固め量、ほぐした土量)を併記する。

※建設発生土の搬出元と搬出先が同一の者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面「土砂搬出及び受領証明書」を作成し受領書と見なす。

(搬出証明書記載例)

令和●年●月●日

●●●●●建設工事

責任者(※1) ●●●●●

土砂搬出及び受領証明書

受領先の名称及び所在地：■●■●■資材置き場

■●■県■●■市■●■町■●■丁目■番地■

受領した管理者の商号：●●●●●(株)

搬出元の名称及び所在地：●●●●●建設工事

●●●●●県●●●●●市●●●●●町●●●●●丁目●●●●●番地●●●●●地内

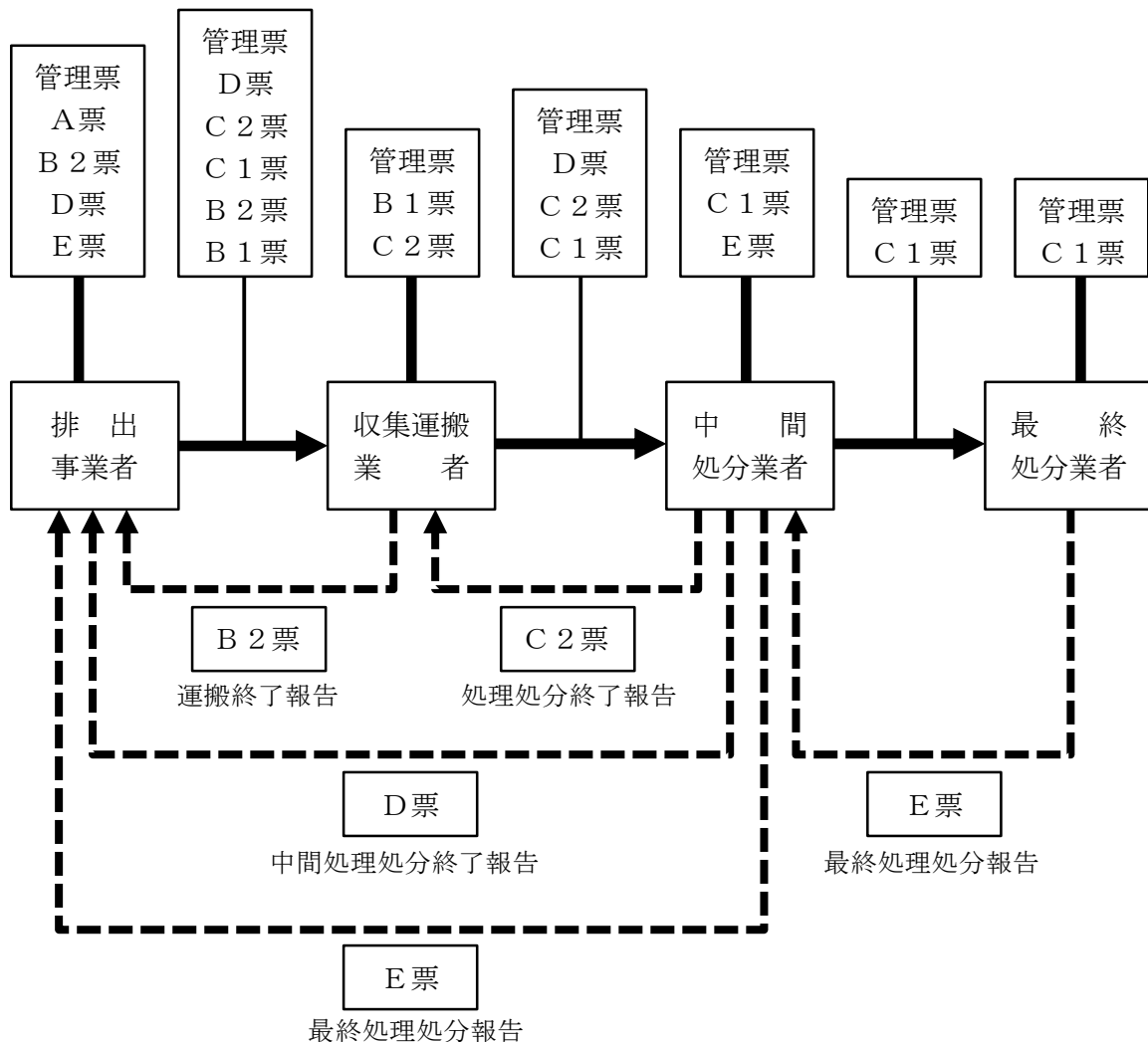
土砂の搬出量(※2)：一時堆積 第2種建設発生土 ●●●●●m³(地山量)

搬入が完了した日：令和●年●月●日

マニフェストの流れと残土管理の流れ

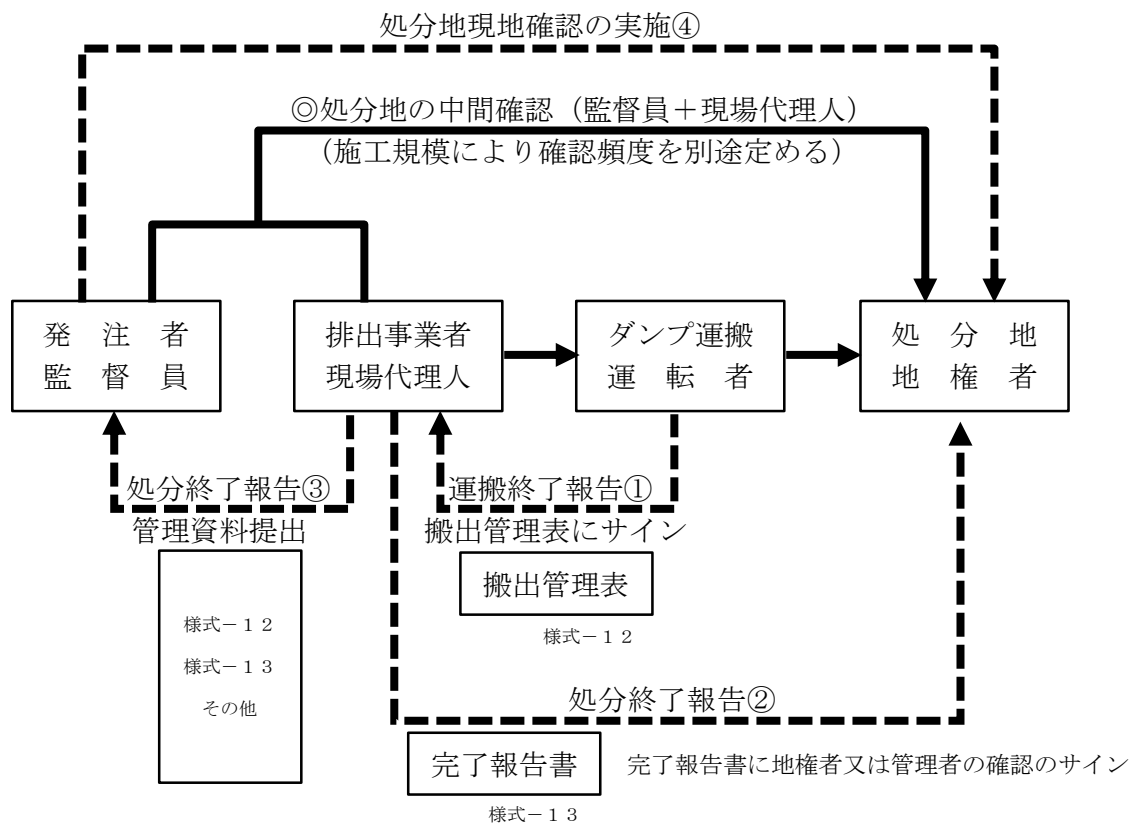
〔産業廃棄物処分管理の流れ〕

- A 1 票：排出業者の控え
- B 1 票：収集運搬業者の控え
- B 2 票：排出事業者が、委託した収集運搬業者により処分業者へ運搬されたことを確認するもの。（収集運搬業者より受け取る）
- C 1 票：処分業者の控え
- C 2 票：収集運搬業者が、自分の運搬した廃棄物の処分を確認するもの。
- D 1 票：排出事業者が最終的に処分を確認するための票。（処分業者より返送）
- E 1 票：排出事業者及び中間処理業者が最終的に処理を確認するための票（中間処理業者が最終処分する場合）

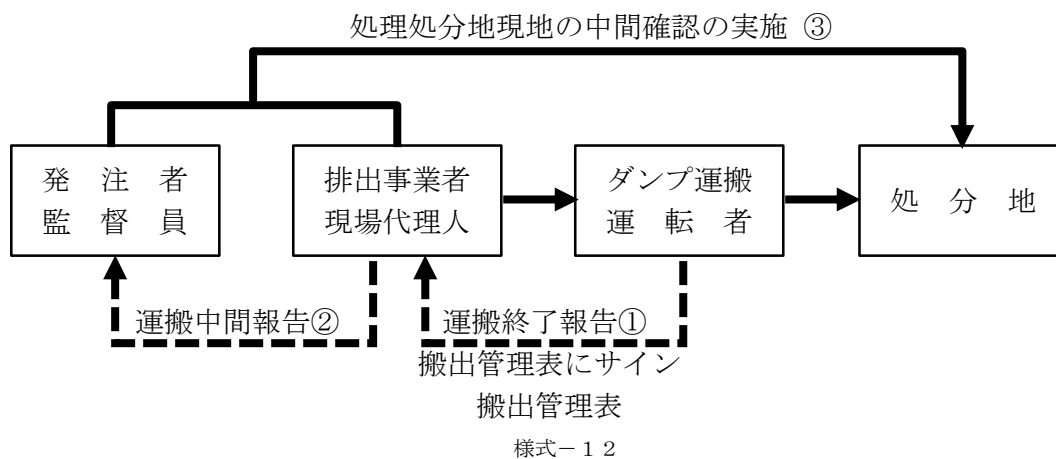


※E票は、最終処分する場合に発生し、中間処理施設から再生施設へ搬入される場合は発生しない。

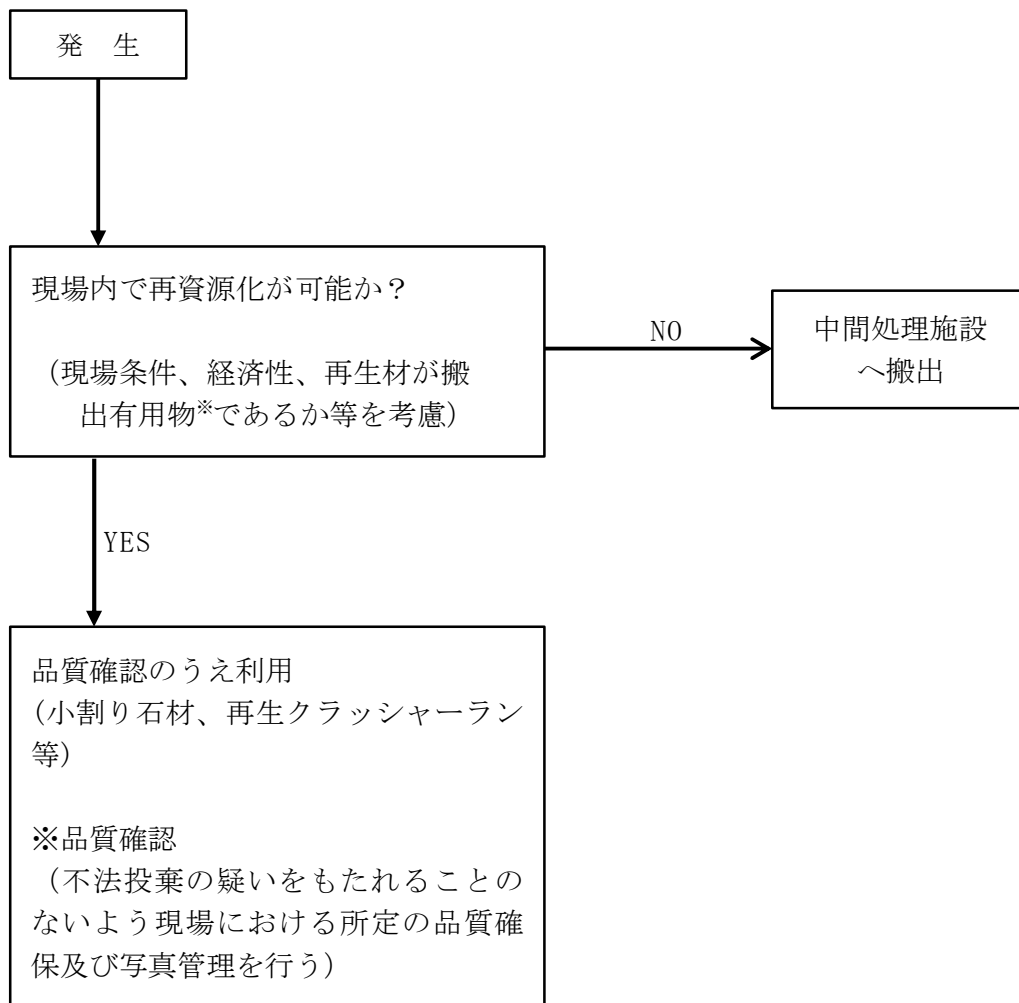
[発生土処分管理の流れ]



[発生土処分の中間確認立会の流れ]

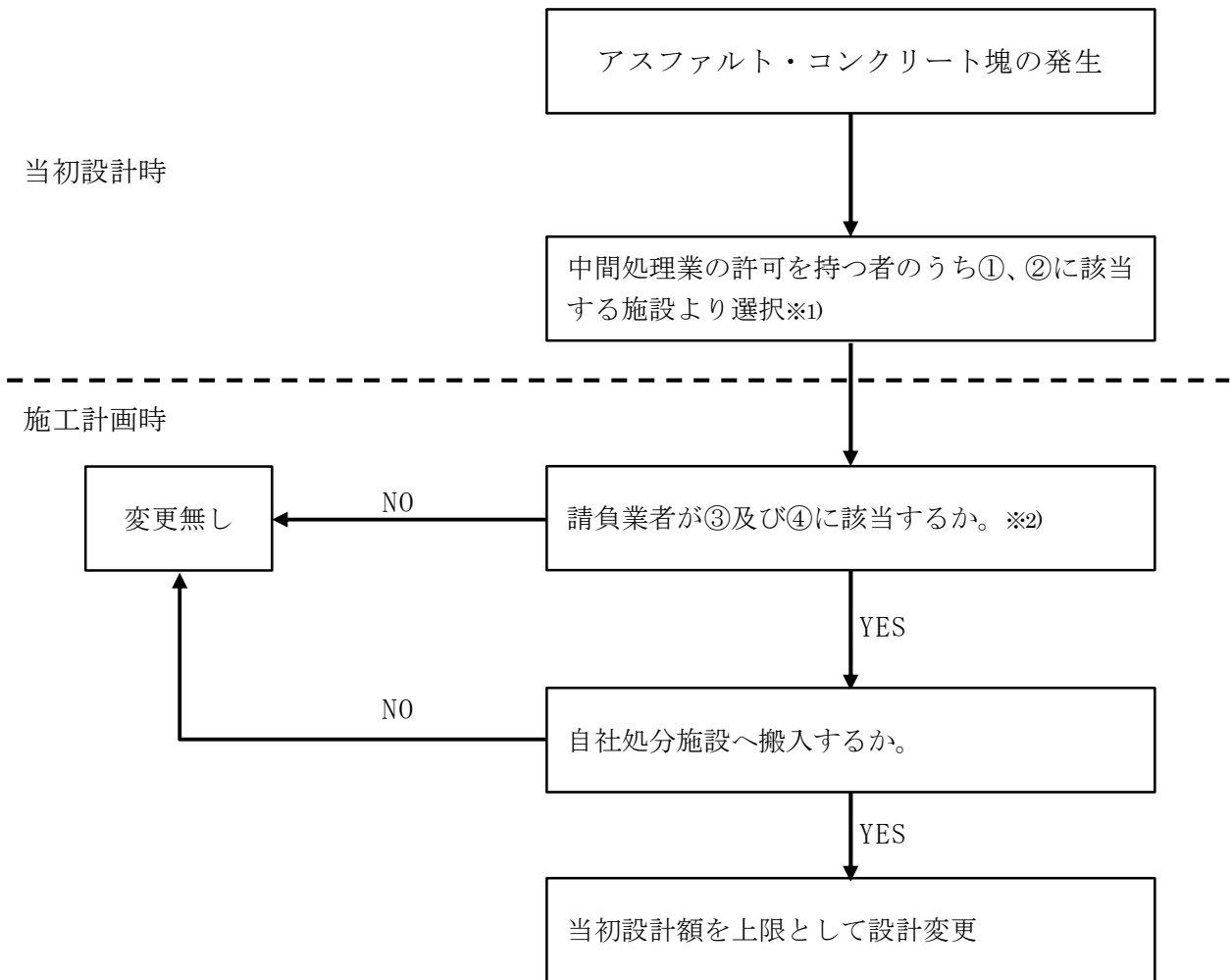


コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の処理フロー



※有用物とは有価物（売られているもの）たる性状を有するもの

アスファルト・コンクリート塊の搬出フロー



※ 1) 設計積算では、処理施設までの運搬費と処理費を組み合わせた価格を経済比較し選定する。なお、設計で選定された施設は任意である。

※ 2) ③、④の施設は、その施設を請負業者が所有している場合で、当該工事から発生するもの以外は処理できない。

- ① 県内中間処理業及び施設（がれき類）の許可を持つ再生加熱アスコン生産施設
- ② 県内中間処理業及び施設（がれき類）の許可を有し、再生骨材（0～13mm）を再生加熱アスコン生産施設へ販売している施設
- ③ 県内中間処理業（がれき類）の許可は持たないが、破碎処理施設の許可を持つ再生加熱アスコン施設
- ④ 県内中間処理業及び施設（がれき類）の許可は持たないが、許可を要しない小規模の破碎処理施設（5t/日以下）を持つ再生加熱アスコン施設

建設副産物処理、再生利用に係る様式

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）（別添１）	２２
リサイクル計画書（詳細設計）（別添２）	２３
リサイクル計画書（積算段階）（別添３）	２４
リサイクル阻害要因説明書（別添４）	２５
再生資源利用計画書（様式－１）	２７
再生資源利用促進計画書（様式－２）	２８
再生資源利用実施書（様式－３）	２９
再生資源利用促進実施書（様式－４）	３０
建設リサイクルチェックリスト（様式－５）	３１
公共工事建設副産物特記仕様書（様式－６）	３２
発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト（様式－７）	３３
再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（様式－８）	３５
土壌汚染対策法等手続の確認フロー（様式－９）	４４
建設発生土管理チェックリスト（着工前）（様式－１０）	４８
建設発生土管理チェックリスト（契約変更時）（様式－１１）	４９
発生土搬出管理表（様式－１２）	５０
発生土処分終了報告書（様式－１３）	５１
再生資材利用確認表（様式－１４）	５２
計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面（様式－１５）	５３

リサイクル計画書（概略設計・予備設計）

事業（工事）概要

発注機関名	
事業（工事）名	
事業（工事）施工場所	
事業（工事）概要等	
事業（工事）着手予定時期	

建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)／①×100	備考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

建設副産物搬出計画

画

建設副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用 可能量	⑧他工事への 搬出可能量	⑨再資源化施設への 搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦／⑥×100)	備考
建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
コンクリート塊	トン	トン		トン		%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン		トン		%	
建設汚泥	トン	トン		トン		%	
取りこわし建物	件					%	

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

別添 2

リサイクル計画書（詳細設計）

設計概要

発注機関名	
委託名	
履行場所	
設計概要等	
工事着手予定時期	

建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用可能量	③再生材利用可能量	④新材利用可能量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

建設副産物搬出計画

指定副産物の種類		⑥発生量	⑦現場内利用可能量	⑧他工事への搬出可能量	⑨再資源化施設への搬出可能量	⑩最終処分量	⑪現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	第2種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	第3種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	第4種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	泥土（浚渫土）	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
	合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³		地山m ³	%	
コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
アスファルト・コンクリート塊		トン	トン	トン	トン		%	
建設発生木材		トン	トン	トン	トン		%	
建設汚泥		トン	トン	トン	トン		%	

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

- ①第1種建設発生土：砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土：粘性土及びこれに準ずるもの。（第3種建設発生土を除く）
- ⑤泥土（浚渫土）：浚渫土のうち概ねqc 200kN/m²未満のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書（積算段階）

1 事業（工事）概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
設計概要等	
工期（予定）	

2 建設資材利用計画

建設資材	①利用量	②現場内利用量	③再生材利用量	④新材利用量	⑤再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土 砂	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	
砂	トン	トン	トン	トン	%	
砕 石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥発生量	⑦現場内利用量 (減量化量)	⑧他工事への 搬出量	⑨再資源化施設 への搬出量	⑩ストックヤードへの 搬出量	⑪場内利用率 ⑦/⑥×100	⑫有効利用率(⑦+⑧ +⑨+⑩)/⑪×100	備考
建設発生土	第1種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	第2種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	第3種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	第4種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	泥土（浚渫土）	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
	合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン		%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン		%	%	

※建設発生土の区分（既存資料から判断するものとする。）

- ①第1種建設発生土：砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ②第2種建設発生土：砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③第3種建設発生土：通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの。
- ④第4種建設発生土：粘性土及びこれに準ずるもの。
- ⑤泥土（浚渫土）：浚渫土のうち概ねq c 200kN/m²未満のもの。

※建設発生木材の中には、伐除根材及び剪定材を含む。

※建設汚泥、建設発生木材の、「⑦現場内利用」の欄には、上段に現場内利用、下段に現場内での減量化量を記入する。

※「⑩ストックヤードへの搬出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。

※「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

別添 4

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工事名	
工事概要	

I 建設資材利用計画

[] 内：目標値、() 内：達成値	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
再生資源利用率の目標値（100%）を達成できない理由	() % [] %	() % [] %	() % [] %
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

()

II 建設副産物搬出計画・実績

1 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[] 内：目標値、() 内：達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
再生資源利用率の目標値（100%）を達成できない理由	() % [] %	() % [] %	() % [] %
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

()

2 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[] 内：目標値、() 内：達成値	建設汚泥 (%)	建設発生木材 (%)	建設混合廃棄物 (%)
再生資源利用率の目標値（100%）を達成できない理由	[%]	[%]	[%]
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他（下の括弧内に記入）			

その他

注) それぞれの品目で再生資源利用率、再資源化率及び再資源化・縮減率がそれぞれの目標値に達しない場合（建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合）は、該当品目の理由の欄に○印をつける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

様式 1・イ 再生資源利用計画書 - 建設資材搬入工用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第 1 条通知別表」対応版

1. 工事概要

法人番号				表面	
建設会社名	建設会社コード#2			記入年月日	年 月 日
建設現場名	〒	番	号	工事責任者	
建設現場住所	TEL			TEL	mail
TEL	FAX			調査書記人	
工事名	工事種別コード#1	計画金額	〒	千	百
「建設」場所	都 道 区	住所コード#4	期	年	月
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)			年	月

建築面積	延床面積	階数	地上	地下
構造	基礎	基礎	基礎	基礎
用途	用途	用途	用途	用途

2. 建設資材利用計画

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源利用率 B/A×100
分類	小分類	規格	単量利用量 (A)	再生資材の名称	再生資材利用量 (B)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	
特定建設資材	コンクリート		トン	トン	トン			%
	コンクリート		トン	トン	トン			%
	コンクリート		トン	トン	トン			%
	合計		トン	トン	トン			%
その他の建設資材	木材		トン	トン	トン			%
	木材		トン	トン	トン			%
	木材		トン	トン	トン			%
	合計		トン	トン	トン			%

<p>コード#1</p> <p>コンクリートについて</p> <p>1. 再生コン (1) の再生資材 (M)</p> <p>2. 再生コン (2) の再生資材 (M)</p> <p>3. 再生コン (3) の再生資材 (M)</p> <p>4. 再生コン (4) の再生資材 (M)</p> <p>5. 再生コン (5) の再生資材 (M)</p> <p>6. 再生コン (6) の再生資材 (M)</p> <p>7. 再生コン (7) の再生資材 (M)</p> <p>8. 再生コン (8) の再生資材 (M)</p> <p>9. 再生コン (9) の再生資材 (M)</p> <p>10. その他</p> <p>11. その他</p> <p>12. その他</p> <p>13. その他</p> <p>14. その他</p> <p>15. その他</p> <p>16. その他</p> <p>17. その他</p> <p>18. その他</p> <p>19. その他</p> <p>20. その他</p> <p>21. その他</p> <p>22. その他</p> <p>23. その他</p> <p>24. その他</p> <p>25. その他</p> <p>26. その他</p> <p>27. その他</p> <p>28. その他</p> <p>29. その他</p> <p>30. その他</p> <p>31. その他</p> <p>32. その他</p> <p>33. その他</p> <p>34. その他</p> <p>35. その他</p> <p>36. その他</p> <p>37. その他</p> <p>38. その他</p> <p>39. その他</p> <p>40. その他</p> <p>41. その他</p> <p>42. その他</p> <p>43. その他</p> <p>44. その他</p> <p>45. その他</p> <p>46. その他</p> <p>47. その他</p> <p>48. その他</p> <p>49. その他</p> <p>50. その他</p>	<p>コード#2</p> <p>コンクリート・コンクリートについて</p> <p>1. 再生コン (1) の再生資材 (M)</p> <p>2. 再生コン (2) の再生資材 (M)</p> <p>3. 再生コン (3) の再生資材 (M)</p> <p>4. 再生コン (4) の再生資材 (M)</p> <p>5. 再生コン (5) の再生資材 (M)</p> <p>6. 再生コン (6) の再生資材 (M)</p> <p>7. 再生コン (7) の再生資材 (M)</p> <p>8. 再生コン (8) の再生資材 (M)</p> <p>9. 再生コン (9) の再生資材 (M)</p> <p>10. その他</p> <p>11. その他</p> <p>12. その他</p> <p>13. その他</p> <p>14. その他</p> <p>15. その他</p> <p>16. その他</p> <p>17. その他</p> <p>18. その他</p> <p>19. その他</p> <p>20. その他</p> <p>21. その他</p> <p>22. その他</p> <p>23. その他</p> <p>24. その他</p> <p>25. その他</p> <p>26. その他</p> <p>27. その他</p> <p>28. その他</p> <p>29. その他</p> <p>30. その他</p> <p>31. その他</p> <p>32. その他</p> <p>33. その他</p> <p>34. その他</p> <p>35. その他</p> <p>36. その他</p> <p>37. その他</p> <p>38. その他</p> <p>39. その他</p> <p>40. その他</p> <p>41. その他</p> <p>42. その他</p> <p>43. その他</p> <p>44. その他</p> <p>45. その他</p> <p>46. その他</p> <p>47. その他</p> <p>48. その他</p> <p>49. その他</p> <p>50. その他</p>	<p>コード#3</p> <p>コンクリートについて</p> <p>1. 再生コン (1) の再生資材 (M)</p> <p>2. 再生コン (2) の再生資材 (M)</p> <p>3. 再生コン (3) の再生資材 (M)</p> <p>4. 再生コン (4) の再生資材 (M)</p> <p>5. 再生コン (5) の再生資材 (M)</p> <p>6. 再生コン (6) の再生資材 (M)</p> <p>7. 再生コン (7) の再生資材 (M)</p> <p>8. 再生コン (8) の再生資材 (M)</p> <p>9. 再生コン (9) の再生資材 (M)</p> <p>10. その他</p> <p>11. その他</p> <p>12. その他</p> <p>13. その他</p> <p>14. その他</p> <p>15. その他</p> <p>16. その他</p> <p>17. その他</p> <p>18. その他</p> <p>19. その他</p> <p>20. その他</p> <p>21. その他</p> <p>22. その他</p> <p>23. その他</p> <p>24. その他</p> <p>25. その他</p> <p>26. その他</p> <p>27. その他</p> <p>28. その他</p> <p>29. その他</p> <p>30. その他</p> <p>31. その他</p> <p>32. その他</p> <p>33. その他</p> <p>34. その他</p> <p>35. その他</p> <p>36. その他</p> <p>37. その他</p> <p>38. その他</p> <p>39. その他</p> <p>40. その他</p> <p>41. その他</p> <p>42. その他</p> <p>43. その他</p> <p>44. その他</p> <p>45. その他</p> <p>46. その他</p> <p>47. その他</p> <p>48. その他</p> <p>49. その他</p> <p>50. その他</p>	<p>コード#4</p> <p>再生資材の種類について</p> <p>1. 再生コン (1) の再生資材 (M)</p> <p>2. 再生コン (2) の再生資材 (M)</p> <p>3. 再生コン (3) の再生資材 (M)</p> <p>4. 再生コン (4) の再生資材 (M)</p> <p>5. 再生コン (5) の再生資材 (M)</p> <p>6. 再生コン (6) の再生資材 (M)</p> <p>7. 再生コン (7) の再生資材 (M)</p> <p>8. 再生コン (8) の再生資材 (M)</p> <p>9. 再生コン (9) の再生資材 (M)</p> <p>10. その他</p> <p>11. その他</p> <p>12. その他</p> <p>13. その他</p> <p>14. その他</p> <p>15. その他</p> <p>16. その他</p> <p>17. その他</p> <p>18. その他</p> <p>19. その他</p> <p>20. その他</p> <p>21. その他</p> <p>22. その他</p> <p>23. その他</p> <p>24. その他</p> <p>25. その他</p> <p>26. その他</p> <p>27. その他</p> <p>28. その他</p> <p>29. その他</p> <p>30. その他</p> <p>31. その他</p> <p>32. その他</p> <p>33. その他</p> <p>34. その他</p> <p>35. その他</p> <p>36. その他</p> <p>37. その他</p> <p>38. その他</p> <p>39. その他</p> <p>40. その他</p> <p>41. その他</p> <p>42. その他</p> <p>43. その他</p> <p>44. その他</p> <p>45. その他</p> <p>46. その他</p> <p>47. その他</p> <p>48. その他</p> <p>49. その他</p> <p>50. その他</p>
--	---	--	---

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

Main table with columns for material type (e.g., concrete, asphalt), quantity, and disposal destination. Includes sub-tables for on-site use and off-site disposal details.

1-D-10 1. 砕石 2. 砕砂 3. 土質改良材

1-D-11 1. 砕石 2. 砕砂 3. 土質改良材 4. その他

注: 1. 数量は概算値です。 2. 土質改良材等は必ず必要とするものは記入して下さい。

1-D-12 搬出先について 1. 建設事務所 2. 建設現場 3. 建設業者から指定されている建設現場 4. その他

1-D-13 【建設業者の場合】 1. 砕石 2. 砕砂 3. 土質改良材 4. その他

1-D-14 【建設会社の場合】 ※ 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

建設リサイクルチェックリスト

各段階	チェック内容
計 画	○「リサイクル計画書（概略設計・予備設計）」の作成（受託者が作成） <input type="checkbox"/> 設計業務発注時に「リサイクル計画書」の作成を義務づけているか <input type="checkbox"/> 土工配分が適切に行われているか <input type="checkbox"/> 建設廃棄物の発生抑制が考慮されているか <input type="checkbox"/> 他事業との調整が行われているか
設 計	○「リサイクル計画書（詳細設計）」の作成（受託者が作成） （営繕工事においては「リサイクル計画書（実施設計）」） <input type="checkbox"/> 設計業務発注時に「リサイクル計画書」の作成を義務づけているか <input type="checkbox"/> 土工配分が適切に行われているか <input type="checkbox"/> 建設廃棄物の発生抑制が考慮されているか <input type="checkbox"/> 他事業との調整が行われているか <input type="checkbox"/> 土質区分にあった適正な工法が計画されているか <input type="checkbox"/> 建設リサイクルに関する新工法等が活用されているか <input type="checkbox"/> コブリス・プラスの建設発生土情報交換システムが活用されているか
積 算	○「リサイクル計画書（積算）」の作成（発注者が作成） <input type="checkbox"/> コブリス・プラスの建設発生土情報交換システムが活用されているか <input type="checkbox"/> 建設発生土利用のための相手工事との調整がされているか <input type="checkbox"/> 再資源化施設の受け入れ及び再生材利用可能な施設が選定されているか <input type="checkbox"/> 特記仕様書で施工条件の明示がされているか（指定処分） <input type="checkbox"/> 指定処分に対して適正な積算がされているか <input type="checkbox"/> 建設リサイクルが困難な場合「リサイクル阻害要因説明書」が作成されているか <input type="checkbox"/> 建設リサイクル法の対象工事における特定建設資材の分別解体及び再資源化に対して適切な積算がされているか
契 約	○建設リサイクル法の対象工事における分別解体等様式の作成・提出（受注者が作成） <input type="checkbox"/> 分別解体及び再資源化の計画等について、契約前に受注者から分別解体等様式の提出があり、説明を受けたか
着手前	○建設リサイクル法の対象工事における第11条通知の提出（発注者が提出） <input type="checkbox"/> 再生資源利用〔促進〕計画書を確認し、コブリス・プラスにより土木事務所（佐賀市内の工事は佐賀市役所）へ提出したか
施 工	○「再生資源利用〔促進〕計画・実施書」の作成（全工事を対象）（受注者が作成） <input type="checkbox"/> 施工計画時と完了時に作成されているか （利用計画書の提出が必要ない工事でも、最終請負金額が100万円以上の工事は完了時に実施書の提出が必要） <input type="checkbox"/> 適正な処理計画となっているか <input type="checkbox"/> マニフェストとの確認がされているか <input type="checkbox"/> 適正な処理がなされているか
完 了	○「リサイクル実施書」の作成（発注者が作成） <input type="checkbox"/> 建設リサイクルが困難な場合「リサイクル阻害要因説明書」が作成されているか <input type="checkbox"/> リサイクル実施書のとりまとめが行われたか

- ・設計段階ではチェックリストを受託者が作成し、報告書に添付する。
- ・当初積算時にはチェックリストを発注者が作成し、設計書に添付する。
- ・変更設計時又は工事完了時にはチェックリストを受注者が作成し、提出されたチェックリストを発注者が確認を行い、設計書に添付する。

公共工事建設副産物特記仕様書

◎公共工事建設副産物処理について

1. 処理条件は下記のとおりとする。

	処理の区別 (下記より選択)	運搬数量 (m ³ 、t)	運搬距離 片道 L(km)	運搬先所在地	処理施設名称等(公共 工事の場合は工事名)
コンクリート塊					
アスファルト・ コンクリート塊					
建設発生木材					
その他(具体的：)					
建設発生土					

イ. {A：自ら利用（現場内利用）・B：中間処理施設・C：最終処分場} への搬出及び {指定・任意} 処分を記入

※任意の場合、記載している処分施設以外への搬出を制限しない。

※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、建設リサイクル法第16条により最終処分はできない。

2. 処理条件に変更が生じた場合は、発注者、請負業者の協議により設計変更する。

3. 建設発生土を処分する場合は、着工前、完了後について以下の資料を提出すること。

(1) 着工前

○再生資源利用〔促進〕計画書（様式－1、2）

○任意処分の場合は、「発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト」（様式－7）

○再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（様式－8）

○「着工前」建設発生土管理チェックリスト（様式－10）

※「発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト」（様式－7）は受注者からの協議により処理施設を決定する場合のみ添付すること。

(2) 完了後

○再生資源利用〔促進〕実施書（様式－3、4）

○発生土搬出管理表（様式－12）

○発生土処分終了報告書（様式－13）

○土量・写真管理資料

※再生資源利用計画書及び実施書はコブリス・プラスで入力すること。

※建設リサイクル法に基づく通知が必要な工事については、計画書を入力した後、コブリス・プラスシステムからのメールで入力完了の報告を行うこと。なお、詳細については、県HP「建設リサイクル法に基づく11条通知の電子化試行について」を参照すること。

◎公共工事再生資材使用について

1. 再生資材の種類、使用数量：

再生資材の種類、規格	設計数量 (m ³)

2. 条件の変更：処理条件に変更が生じた場合は、発注者、請負業者の協議により設計変更する。

3. 再生資材使用における施工管理については、新規材使用の場合と同様にする。ただし、再利用施設からの材料の搬入については「再生資材利用確認表」（様式－14）を品質管理書類等に添付するものとする。

発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト

様式ー7

(処分地を確定する場合に作成する)

許可等の目的(種類)を関係部署(法令所管課)に確認するなどして、各項目にチェックをいれる。

法令等	関連条項	確認内容	有無	関係部署(法令所管課)
土砂条例 ※1		盛土埋立て許可		循環型社会推進課
土砂条例の適用除外法令				
港湾法	37条第1項	港湾区域工事等の許可		港湾課
	56条第1項	行為の許可		
森林法	10条の2第1項	林地開発		森林整備課
	34条第2項(44条)	保安林内作業許可		
道路法	32条第1項	占用許可		道路課
	91条第1項	行為の許可		
	24条	管理者以外の者の行う工事		
	35条	国の占用の特例		
河川法	24条	占用許可		河川砂防課
	26条第1項	新築等の許可		
	27条第1項	掘削等の許可		
	55条第1項	行為の制限		
	57条第1項	行為の制限		
	58条の4第1項	行為の制限		
	58条の6第1項	行為の制限		
急傾斜地の崩壊による 災害防止に関する法律	7条第1項	行為の制限		
	7条第4項	行為の制限		
土砂災害警戒区域等に おける土砂災害防止対策の 推進に関する法律	10条第1項	開発行為の制限		
宅地造成及び特定盛土 等規制法	12条第1項	宅地造成等に関する工事の許可		建設・技術課
	30条第1項	特定盛土等に関する工事の許可		
	27条第1項	特定盛土等に関する工事の届出		
都市公園法	5条第1項	管理者以外の施設の設置		
	6条第1項(33条第4項)	公園占用許可		
都市計画法	29条第1、2項	開発行為の許可		
	52条の2第1項	建築等の制限		
	59条第4項	都市計画事業の認可		
都市再開発法	66条第1項	建築行為等の制限		まちづくり課
	7条の9第1項	施行の認可		
	11条第1、3項	事業計画の認可		
	50条の2第1項	施行の認可		
都市緑地法	129条の2第1項	計画の認定		
	14条第1項	行為の制限		
土地区画整理法	76条第1項	建築行為等の制限		
	4条第1項	施行の認可		
	14条第1、3項	設立の認可		
	51条の2第1項	施行の認可		
駐車場法	12条	設置の届出		

発生土処分地に関する関係法令のチェックリスト

様式-7

(処分地を確定する場合に作成する)

許可等の目的(種類)を関係部署(法令所管課)に確認するなどして、各項目にチェックをいれる。

法令等	関連条項	確認内容	有無	関係部署(法令所管課)
漁港漁場整備法	39条第1項	漁港の保全		水産課
農地法	4条第1項	農地転用の制限		農政企画課
	5条第1項	農地転用の制限(権利の移動)		
農業振興地域の整備に関する法律	15条の2第1項	開発行為の制限		
海岸法	8条第1項	行為の制限		河川砂防課
	37条の5	行為の制限		農地整備課・水産課
	13条第1項	管理者以外の工事		港湾課
地すべり等防止法	18条第1項	行為の制限		河川砂防課 農地整備課 森林整備課
	42条第1項	行為の制限		
	11条第1項	県以外の工事		
	20条第2項	許可の特例		
佐賀県砂防法施行条例	4条第1項	制限行為の許可		河川砂防課
森林法	10条の8	伐採及び伐採後の造林の届出		森林整備課
自然公園法	20条第3項	特別地域内の行為の許可		有明海再生・環境課
	33条第1項	普通地域内の行為の届出		
佐賀県立自然公園条例	14条第4項	特別地域内の行為の許可		
	24条第1項	普通地域内の行為の届出		
文化財保護法	94条第1項	発掘に関する通知		文化課 (文化財保護・活用室)
	43条第1項	現状変更等の制限		
土壌汚染対策法	3条第7項	土地の形質の変更の届出		有明海再生・環境課
	4条第1項	土地の形質の変更の届出		
	12条第1項	土地の形質の変更の届出		
佐賀県環境の保全と創造に関する条例	50条第4項	行為の許可		有明海再生・環境課
	56条	捕獲等の禁止		
佐賀県公共工事等自然環境保全対策事業実施要領 ※2	4条第2項	公共工事等の協議		
景観法	16条第5項	行為の通知		まちづくり課
その他(〇〇〇〇〇〇)	〇条第〇項	〇〇〇〇〇〇		※3

- ※1 土砂条例とは「佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」の略称です。
 残土処分地の面積が3,000m²以上の場合は、原則土砂条例の許可が必要です。
 既にたい積している土砂と新規にたい積する土砂との合計面積が3,000m²以上の場合、土砂条例の許可が必要です。
 なお、土砂条例の適用除外法令の許可等を受けている場合には、土砂条例の許可は不要です。
- ※2 県が事業主体となる公共工事が協議の対象です。
- ※3 その他に手続きを要する法令等がある場合は、該当する法令名、関連条項及び確認内容を記載してください。
- ※ 対象となる場合には根拠資料を添付すること。

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

様式-8

工事名			
元請建設工事業業者等			
作成・更新年月日		工事責任者	

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手續確認結果

工区等	結果区分	確認結果

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

令和5年5月版

確認結果票作成に当たっての解説

(共通編・建設発生土の搬出先の確認編)

I 共通

本確認結果票は、「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第20号)」(以下「省令」という。)の第8条第4項に規定する「確認の結果を記載した書面」の記載例を示したものです。

建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、土壌汚染対策法等の手続確認等(同第8条第3項1号及び第3号)や搬出先の確認等(同項第2号及び第3号)を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見えやすい場所へ掲示等を行う必要があります。

II 建設発生土の搬出先確認

1. 概要

建設工事から搬出される土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等になることを防止し、適正に利用又は処分されるよう搬出先の決定にあたり、搬出先ごとに以下の内容を確認し、その結果を確認結果票に記載ください。

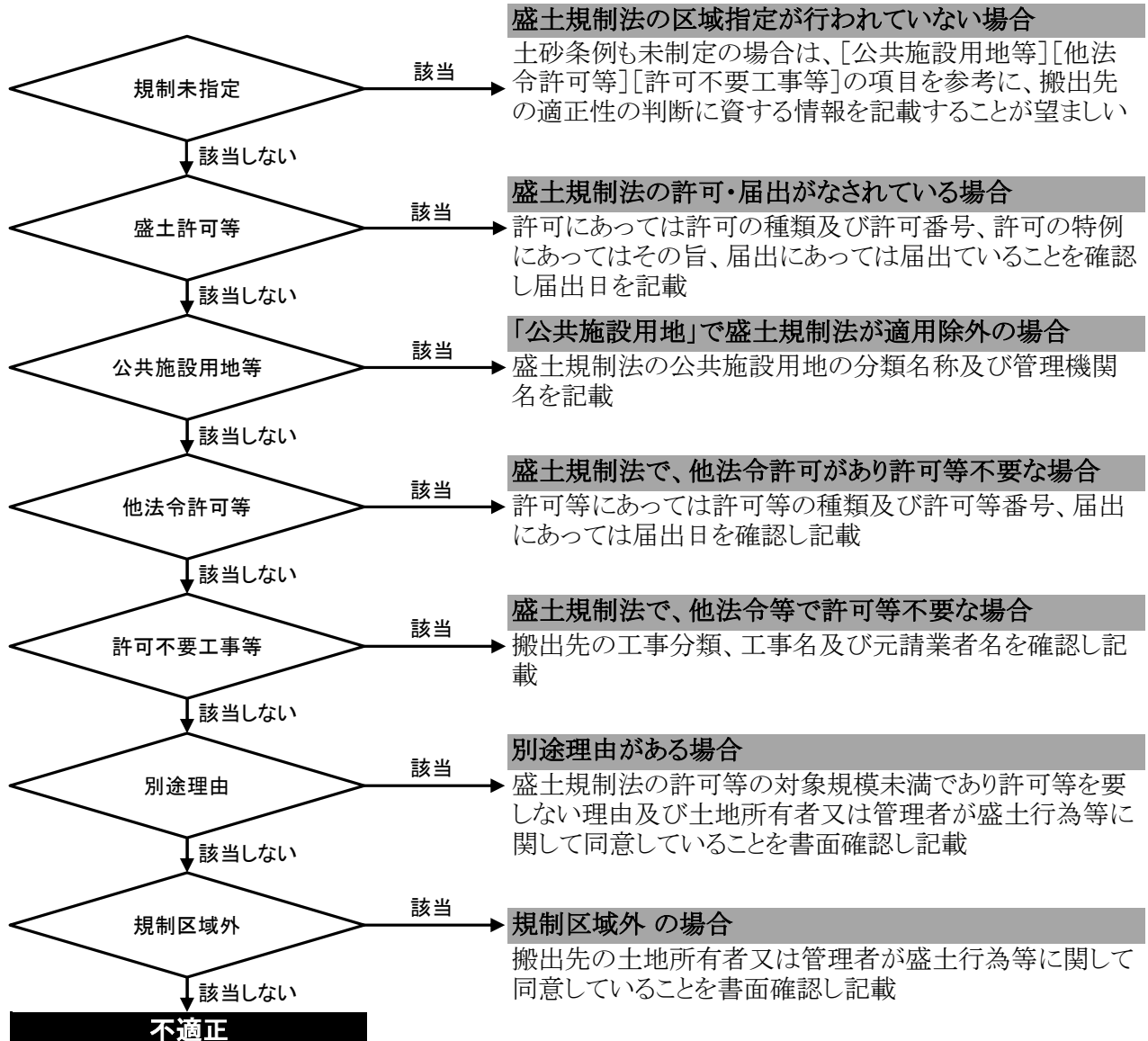
- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)(以下「盛土規制法」という。)に規定する宅地造成等工事規制区域(以下「宅造区域」という。)又は特定盛土等規制区域(以下「特盛区域」という。)の指定の有無、及び都道府県・市町村において土砂の埋立て等に関する規制条例(以下「土砂条例」という。)の制定の有無を確認する。
- (2) 搬出先が有している盛土規制法及び土砂条例の許可等又は届出の種類及び許可番号等を確認する。
- (3) 搬出先が盛土規制法及び土砂条例の許可等を要しない理由を確認する。
(場合によっては、当該土地所有者等の盛土行為や土砂の一時堆積行為に対する同意を確認する。)

2. 確認手順及び確認結果票の記載事項

搬出土砂が不法な盛土等に悪用されたり、危険な盛土等となることを防ぐため、i)盛土規制法、ii)都道府県等の定める土砂条例に基づき、以下の手順で確認し結果を確認結果票に記載してください。記載にあたっては、下記事項に留意してください。

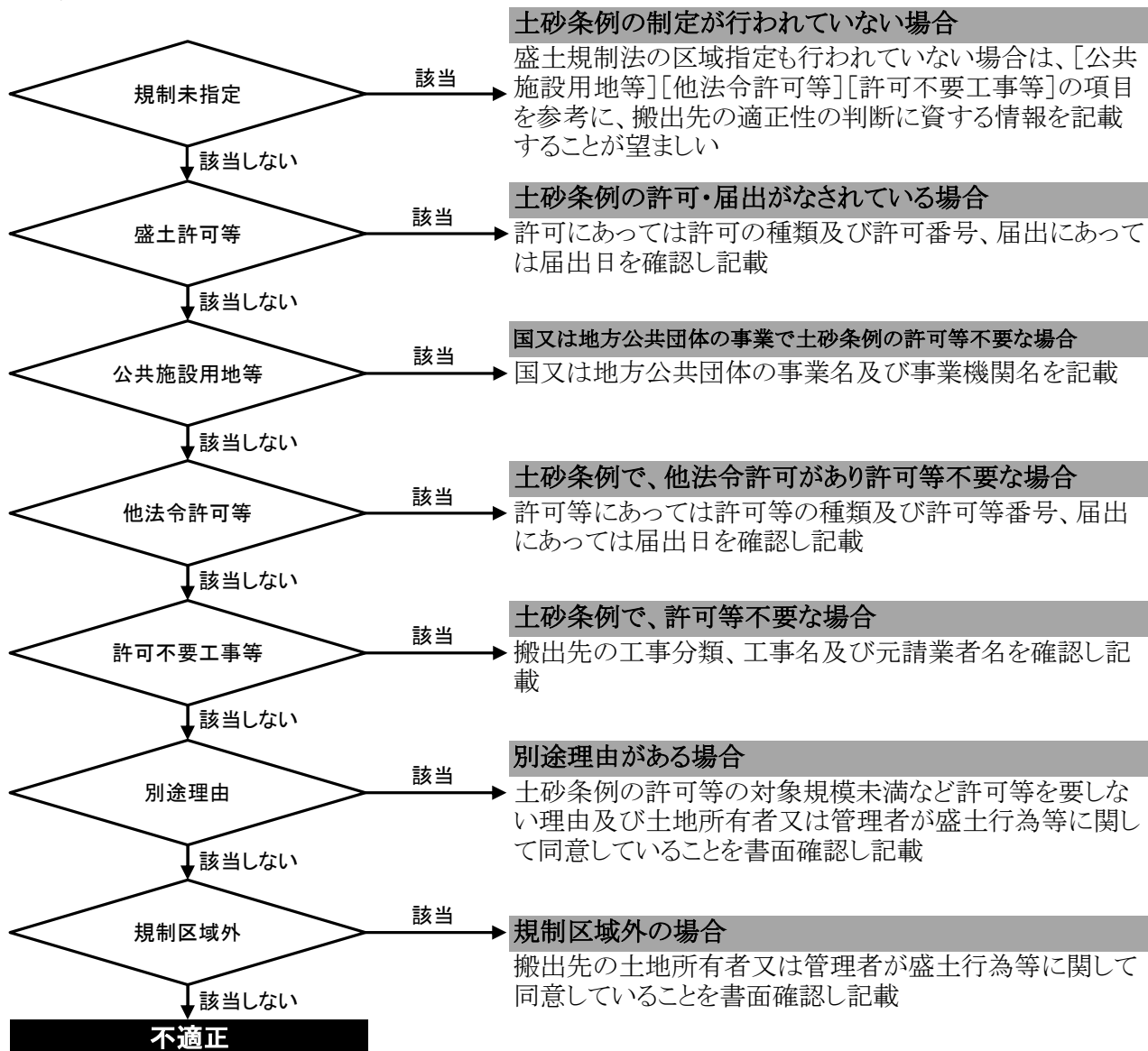
- ・ i)盛土規制法の確認フローとii)土砂条例の確認フローのどちらも確認することとする。
- ・ i)盛土規制法確認フローとii)土砂条例の確認フローで確認結果が異なる場合は、[規制未指定]を除く確認フロー上位にくる確認区分を確認結果として記載し、その詳細を記載することとする。
- ・ どちらか一方の判定が[不適正]となった場合は適切な搬出先として認めない。
- ・ i)盛土規制法の規制区域未指定かつii)土砂条例未制定の場合、確認結果は[規制未指定]となるが、「詳細」欄に、[公共施設用地等][他法令許可等][許可不要工事等][別途理由]の項目を参考に、搬出先の適正性の判断に資する情報(許認可や工事種類等)を記載することが望ましい。

i) 盛土規制法の確認フロー



不適正
盛土規制法の規制区域に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認フロー



土砂条例の許可等必要行為に該当するが許可等を有しておらず、また、許可等が不要な理由もないため適正な搬出先ではない

i) ii)の確認・記載に加え搬出先がストックヤード運営事業者登録規程第3条第1項に規定する、国に登録されたストックヤードである場合には、当該登録番号も記載する。

3. 確認区分

i) 盛土規制法の確認区分

(1) 【規制未指定】

盛土規制法の区域指定(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域)が行われていない場合。

(2) 【盛土許可等】

- ・盛土規制法第12条第1項(第16条第1項)又は第30条第1項(第35条第1項)に基づく許可(又は変更許可)
- ・盛土規制法第15条又は第34条に基づく許可の特例
- ・盛土規制法第21条第1項、第27条第1項(第28条第1項)又は第40条第1項に基づく届出(又は届出の変更)

(3) 【公共施設用地等】

盛土規制法第2条第1号に規定する「公共施設用地」に該当し、同法の適用除外である場合(参考資料1.(3))。

表1 公共施設用地等の確認結果票への分類名称

公共施設用地		国又は地方公共団体が管理する施設用地	
道路	飛行場	学校	水産飲雑用水
公園	航空保安	運動場	農業集落排水
河川	鉄道	緑地	漁業集落排水
砂防	軌道	広場	林地荒廃防止
地すべり	索道	墓地	急傾斜地崩壊防止
海岸保全	無軌条電車	廃棄物処理施設	
津波防護	雨水貯留浸透	水道	
港湾	農業用ため池	下水道	
漁港	防衛施設	営農飲雑用水	

(4) 【他法令許可等】

盛土規制法第12条第1項ただし書、第27条第1項ただし書又は第30条第1項ただし書に基づき、他法令許可等により「災害の発生のおそれがないと認められる工事」(参考資料1.(2)①から④又は⑥、⑧から⑨)として盛土規制法の許可等を要しない場合。

(5) 【許可不要工事等】

盛土規制法の許可等を要しない「災害の発生のおそれがないと認められる工事」に該当する工事(参考資料1.(2) ⑤、⑦、⑩から⑫、⑭ハ)に該当する場合。

表2 許可不要工事等の確認結果票への分類名称

分類	適用	備考
土地改良	盛土規制法省令第8条第1号	参考資料1. (2)⑤
家畜感染予防	同第3号	同上⑦
放射性物質汚染対処	同第6号	同上⑩
森林作業路網	同第7号	同上⑪
非常災害応急措置	同第8号	同上⑫
工事付随堆積	同第10号ハ	同上⑭ハ

(6) 【別途理由】

盛土規制法の宅造区域又は特盛区域であって盛土規制法の許可等の要件未満であり許可等を要しない理由がある場合(参考資料1. (1))。

(7) 【規制区域外】

搬出先が盛土規制法の宅造区域又は特盛区域のいずれにも該当しない場合。

ii) 都道府県等の定める土砂条例の確認区分

(1) 【規制未指定】

都道府県等の定める土砂条例が制定されていない場合。

(2) 【盛土許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例の許可又は届出を有している場合。

(3) 【公共施設用地等】

土砂条例が制定されている場合において、「国又は地方公共団体の事業」等により、当該条例に規定する許可等を要しないもの(参考資料 2. (2))に該当する場合。

(4) 【他法令許可等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する他法令許可等により当該条例の許可等を要しないもの(参考資料2. (3))に該当する場合。

(5) 【許可不要工事等】

土砂条例が制定されている場合において、当該条例に規定する許可等を要しない事業等に該当する場合(参考資料 2. (2))。

(6) 【別途理由】

土砂条例が制定されている場合において、土砂条例の許可等の要件未満であるなど許可等を要しない理由がある場合(参考資料 2. (1))。

(7) 【規制区域外】

土砂条例が制定されている場合において、搬出先が土砂条例の対象地域に該当しない場合。

【参考資料】

1. 盛土規制法の許可等

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域における許可・届出

宅地造成等規制法施行令等で規定する許可や届出の対象要件の概要は次のとおり

区域	行為	届出	許可
宅造区域	宅地造成	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)
	特定盛土等		
	土石の堆積		
特盛区域	特定盛土等	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ2m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)
	土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積が300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

※1 宅地造成等工事規制区域(宅造区域)及び特定盛土等規制区域(特盛区域)の指定状況については、該当する都道府県、政令市、中核市にご確認ください。

※2 「崖」とは宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第1条第1項の規定により地表面が水平面に対し30度を超えるものを指します。

※3 一定規模以下のものは許可等不要となる場合があります。詳細は盛土規制法及び宅地造成等規制法施行令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則をご確認ください。

(参考資料1.(2)⑬、⑭ロ)

(2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事

- ① 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ② 鉱業法(昭和5年法律第289号)第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者(同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。)が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- ③ 採石法(昭和25年法律第291号)第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ④ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- ⑤ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- ⑥ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の規定による許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の規定による許可を受けた者が行う当該許可に係る工事

- ⑦ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項若しくは第4項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項(同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑨ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- ⑩ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)第15条若しくは第19条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第17条第2項(同法第18条第5項において準用する場合を含む。)の規定による廃棄物の保管、同法第30条第1項若しくは第38条第1項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第31条第1項若しくは第39条第1項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- ⑪ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ⑫ 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
 - イ 地方住宅供給公社
 - ロ 土地開発公社
 - ハ 日本下水道事業団
 - ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - ホ 独立行政法人水資源機構
 - ヘ 独立行政法人都市再生機構
- ⑬ 宅地造成又は特定盛土等(令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事のうち、高さが2メートル以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えない盛土又は切土をするもの
- ⑭ 次に掲げる土石の堆積に関する工事
 - イ 令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300平方メートルを超えないもの
 - ロ 令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30センチメートル(都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値)を超えないもの
 - ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

(3) 公共施設用地(盛土規制法の適用除外)

盛土規制法第2条第1号の規定による「公共施設用地」は、次のとおりである。なお、同法同条第1号から4号のとおり「公共施設用地」における盛土等は盛土規制法に基づく宅地造成、特定盛土又は土石の堆積の対象に含まれない。

<盛土規制法(昭和36年法律第191号)>

- ・ 第2条1号において、公共施設用地とは道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地

<宅地造成等規制法施行令(政令)(昭和37年政令第16号)>

- ・ 第2条 盛土規制法第2条第1号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの(※)及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの

＜宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(主務省令)(昭和37年建設省第3号)＞

- ・ 第1条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第2条の主務省令(昭和37年建設省第3号)で定める、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号)第2条第2項に規定する防衛施設をいう
- ・ 第1条第2項 施行令第2条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設をいう

2. 都道府県・市町村の定める土砂条例

(1) 土砂条例による許可等

地方公共団体によっては土砂条例を制定し、一定規模以上の行為について許可等を求めている場合がある。許可等を要する規模等については条例によって異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

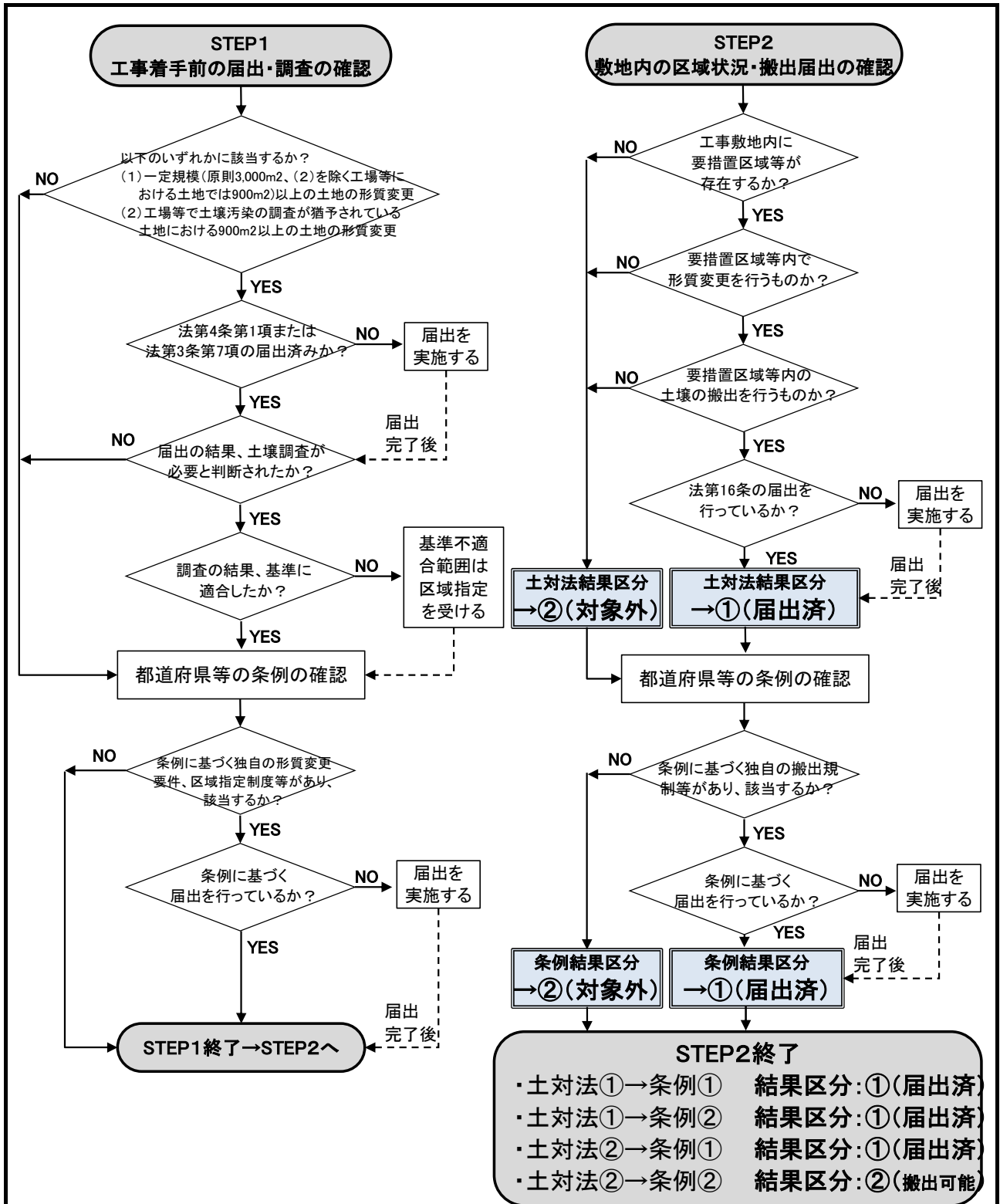
※佐賀県においては佐賀県、佐賀市、鳥栖市、小城市、みやき町で土砂条例を制定している。(令和8年4月現在)

(2) 土砂条例の許可等を要しない事業等

土砂条例において国又は地方公共団体等の事業等や非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等の工事を当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象事業等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。

(3) 土砂条例の許可等を要しない他法令許可等

土砂条例において採石法や砂利採取法の認可等を受けている場合に当該条例の許可等を要しないものと規定している場合がある。条例やその規則によって対象法令等が異なるため、該当する条例を参照若しくは所管する地方公共団体へお問合せください。



結果区分	確認結果
(備考)	

- 【補足事項】**
- ・フローのうち該当する箇所(Yes又はNo)を赤色に着色ください。
 - ・本フローは確認結果票とともに記録・保存してください。
 - ・詳細は「確認結果票作成に当たっての解説(土壌汚染対策法等の手続確認編)」を参照ください。
 - ・STEP1は工事全体の手続確認であり、工区別の手続確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手続確認結果が異なることがあります。

確認結果票作成に当たっての解説

(土壌汚染対策法等の手續確認編)

Ⅲ 土壌汚染対策法等の手續確認

1. 概要

元請建設工事事業者等は建設発生土の搬出先の確認等において、省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手續(土壌汚染対策法や条例の届出の要否等)を確認する必要があります。その他、調査命令や区域指定の有無等、建設発生土の搬出先の確認等を達成するために必要な情報についても、確認フローに沿って確認し、結果を確認結果票に記載し現場掲示ください。また、確認フローは確認結果票とともに記録・保存ください。

2. 手續確認事項

2-1. 土壌汚染対策法の手續確認事項

以下(1)～(3)についてご確認ください。ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

(1) 土壌汚染対策法(以下「法」という。)の届出の要否

以下①～③の対応要否をご確認ください。④は2-1(3)に該当した場合に届出の要否をご確認ください。なお、2-1(2)の命令が有りの場合、調査結果の報告書の届出も併せてご確認ください。

①法第3条関係

ア. 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第1項)。

イ. 操業を続けることを理由に一時的に2-1(1)①アの調査を免除された土地で、900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第3条第7項)。

②法第4条関係

ア. 3,000m²以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地等では900m²以上の土地の形質の変更を行う際には届出が必要になります(法第4条第1項)。

イ. 土地の所有者等の全員の同意を得て、2-1(1)②アの届出前に調査を行い、2-1(1)②アの届出に併せて当該調査結果を提出することができます(法第4条第2項)。

③法第14条関係

自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できます(法第14条第1項)。

④法第16条関係

法に基づき区域指定された土地の汚染土壌を区域外へ搬出する際には原則届出が必要になります(法第16条第1項)。

(2) 法に基づく土壌汚染状況調査命令の有無

以下①～③の命令の有無をご確認ください。

①法第3条関係

2-1(1)①イの届出後に、都道府県知事等からの命令を受けて、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第3条第8項)。

②法第4条関係

2-1(1)②アの届出後に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第4条第3項)。

③法第5条関係

土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めて、都道府県知事等からの命令を受けた場合は、土地の所有者等が土壌汚染状況調査を実施し、その結果を報告する必要があります(法第5条第1項)。

(3) 法に基づく区域指定の有無

2-1(1)(2)の届出による調査結果から、土壌の特定有害物質(法施行令第1条)の汚染状態が指定基準(法施行規則別表第4及び第5)を超過した場合、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されます(法第6条第1項、法第11条第1項)。

2-2. 都道府県等の土壌汚染に関する条例の手續確認事項

都道府県等のなかには、法以外で土壌汚染に関する条例により、2-1(1)～(3)の独自の届出要件及び区域指定制度を設けている都道府県等もありますので、併せてご確認ください。
ご不明な点は所管の都道府県等へお問合せください。

3. 注意事項

- ・建設工事の工区等により、手續確認結果が異なる場合には、確認結果票に工区別等で記載ください。
(「5. 手續の確認フロー」で示したSTEP1は工事全体の手續確認であり、工区別の手續確認はSTEP2にて実施するため、工区によって手續確認結果が異なることがあります。)
加えて、工区別等で記載する場合には、工区等を示した図面等も併せて保存ください。
- ・法・条例等の対象外の土地で汚染された土壌が見つかった場合において、当該土壌を運搬及び処理する際には、汚染の拡散防止の観点から、法に準じて、適切に取り扱うことが望ましいと言えます。

4. 補足説明

(1) 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを言います。

(2) 土地の形質の変更

「土地の形状を変更する行為全般」をいい、いわゆる掘削(切土)と盛土(土壌を仮置きする場合を含む)の別を問いません。ただし、土地の形質の変更の内容が盛土のみである場合や4(3)、4(4)に該当する行為の場合は、届出が不要になります。

【対象例】地盤改良、掘削、盛土、杭・鋼矢板の打設

(3) 2-1(1)①イの適用除外となる行為(法第3条第7項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更であること ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、900m²未満の土地の形質変更を行う場合も適用対象外になります。)

(4) 2-1(1)②アの適用除外となる行為(法第4条第1項)

①土壌を区域外へ搬出すること ②土壌の飛散又は流出を伴う形質変更であること ③形質変更の深さが50cm以上であること、のいずれにも該当しない行為になります。(なお、通常の農業、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急措置、鉱山関係の土地における形質変更も適用対象外になります。)

(5) 要措置区域等

要措置区域又は形質変更時要届出区域のことを指します。

■要措置区域

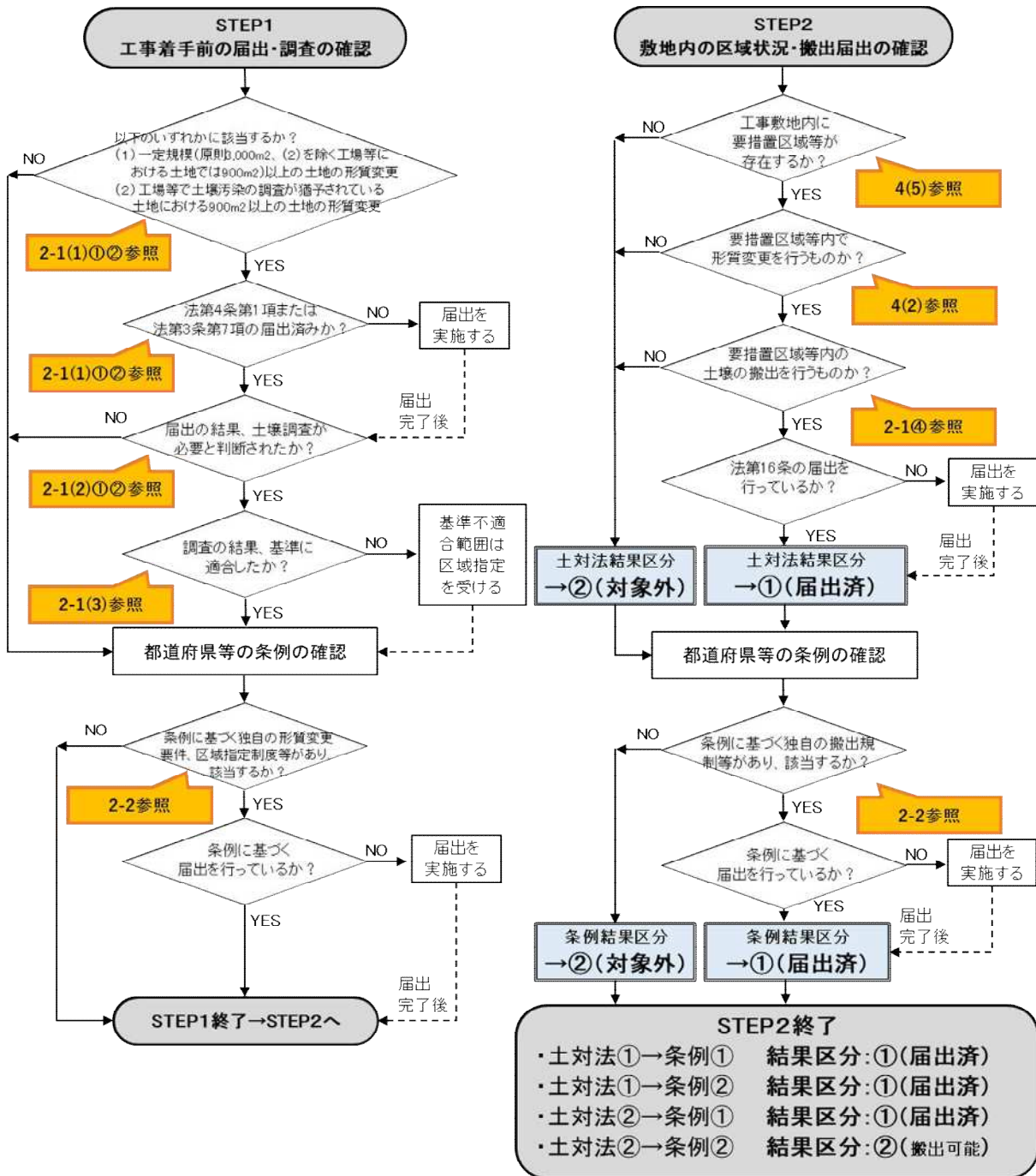
汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

■形質変更時要届出区域

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(要措置区域において摂取経路の遮断が行われた区域を含みます。)

5. 手続の確認フロー

各手続確認事項と「2.手続確認事項」との対応箇所を以下のとおり記載しておりますので参考としてください。



《施工計画書に添付》

建設発生土管理チェックリスト（着工前）

（現場代理人チェック）

工事名・番号	現場代理人氏名
項目	チェック内容
発生土の搬出業者	①発生土運搬の実施（ <input type="checkbox"/> 自社 <input type="checkbox"/> 下請） （下請業者名 TEL ） ②下請けの場合 （下請土量 m³ ）
処分について	③処分地について <input type="checkbox"/> 処分地の所在地 市・郡 町 大字 地内 <input type="checkbox"/> 地権者の氏名（ ） <input type="checkbox"/> 地権者承諾 （ <input type="checkbox"/> 承諾済み <input type="checkbox"/> 自社所有地） <input type="checkbox"/> 現況の地目は何か（ ） <input type="checkbox"/> 農地法、森林法、盛土規制法、土砂条例等の法令上問題ないか。 （受注者からの協議により処分地を変更する場合、 別紙（様式7）関係法令チェックリストにより確認する。） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 許認可申請要す 許認可申請の内容、許可予定日 </div> <input type="checkbox"/> 処分地までの実運搬距離 （） km ④発生土処分の内容 <input type="checkbox"/> すべて工事間の流用 <input type="checkbox"/> 工事間一部流用、残り全て処分。 <input type="checkbox"/> すべて処分
処分地の確認	⑤処分前の現状（既処分土の産廃等の混入確認） <input type="checkbox"/> 新規の処分地 <input type="checkbox"/> 既処分土問題なし <input type="checkbox"/> 既処分土問題あり <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> 既処分土問題ありの場合、どのように対処するのか。 </div>
処分地の跡地利用	⑥地権者ヒヤリング。 <input type="checkbox"/> 計画なし <input type="checkbox"/> 計画あり（下記に概要記入） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; height: 40px;"> </div>

再生資材利用確認表

工 事 名			
請負業者名			
出荷業者名			
再 生 資 材	規 格	設 計 数 量	使 用 数 量

佐賀県建設副産物再生施設指定要領

(総則)

第1条 この要領は、佐賀県が発注する建設工事に使用する建設副産物を再生利用した建設資材を生産する施設の指定基準を定める。

(指定の対象)

第2条 指定の対象は、次の要件を満たす施設とする。

- (1) 佐賀県内に所在地を置く施設であること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する「中間処理業」の許可業者であること。
但し、建設副産物から生産された再生骨材等を他の中間処理施設等から購入又は自社処分により供給している施設についてはこの限りではない。
- (3) 再生砂については、佐賀県が定める「再生コンクリート砂の品質基準」に合致する製品を生産する施設であること。
- (4) 再生石材については、佐賀県が定める「再生石材の品質基準」に合致し、また再生加熱アスファルト混合物については、「再生加熱アスファルト混合物の品質基準」に合致する製品を生産する施設であること。
- (5) 本要領による指定を取り消されてから、2年以上経過した施設であること。

(対象とする建設副産物)

第3条 この要領で対象とする建設副産物は、次のとおりとする。(表-1)

表-1

副産物の種類	対象施設の種類
コンクリート塊	再生砕石工場
アスファルト・ コンクリート塊	再生加熱アスファルト混合物工場 再生砕石工場

(指定の申請)

第4条 指定工場の申請については、次の各号に従って申請書類を提出しなければならない。

- (1) 申請の時期
随時
- (2) 提出書類
 - ア 申請書(様式-1)
 - イ 資材の品質を証明する試験成績の写し(表-2)
 - ウ 価格見積り(様式-3)
 - エ 廃棄物処理業許可証の写し(第2条2項に該当する場合)
 - オ 関係法令の許可証の写し
 - カ 会社概要及び施設概要(様式-4)(製造工程のフローシート及び機械・設備一覧を添付)
 - キ 施設位置図及び写真(様式-5)
 - ク 日常品質管理結果一覧表(任意の3日分以上)(様式-6)
 - ケ 施設人員構成(様式-7)
 - コ 材料試験器具一覧(再生加熱アスファルト混合物のみ)(様式-8)

表-2

副産物の種類	対象施設の種類の種類	資材の種別	提出すべき試験成績表
コンクリート塊	再生砕石工場	再生コンクリート砂 (RS-10)	・ふるい分け試験
		再生クラッシャーラン (再C-40)	・ふるい分け試験
		再生クラッシャーラン (RC-40)	・ふるい分け試験 ・修正CBR試験 (突き固め試験を含む) ・液性・塑性限界試験 ・すりへり試験
		再生粒調整石 (RM-40)	・ふるい分け試験 ・修正CBR試験 (突き固め試験を含む) ・液性・塑性限界試験 ・すりへり試験
		再生栗石	・圧縮強度試験
アスファルト・コンクリート塊	再生加熱アスファルト工場	再生加熱アスファルト混合物	再生骨材 ・旧アスファルト含有量試験 ・旧アスファルト針入度試験 ・洗い試験
			再生アスファルト ・針入度試験 再生加熱アスファルト混合物 ・マーシャル試験
		再生アスファルト安定処理路盤材	・マーシャル試験
		再生クラッシャーラン (再C-40)	・ふるい分け試験
		再生クラッシャーラン (RC-40)	・ふるい分け試験 ・修正CBR試験 (突き固め試験を含む) ・液性・塑性限界試験 ・すりへり試験

(3) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県県土整備部建設・技術課 TEL (0952) 25-7168

(4) 指定の有効期間

指定の有効期間は第8条に規定する更新の日 (毎年9月1日) までとする。

(指定通知)

第5条 指定申請のあった施設に対して、適当と認められた場合には、佐賀県県土整備部長より通知する。

(指定の取り消し)

第6条 指定した施設に対して、以下の場合には指定を取り消すことがある。

(1) 第2条の指定対象要件に該当しないことが判明した場合。

- (2) 申請書類の記載内容に虚偽の事実が判明した場合。
- (3) 公共事業に携わる者として著しく不適当な行為があったと認められる場合。

(記載内容の変更)

第7条 記載内容に変更が生じた場合には、速やかに変更申請を行う。

(指定の更新及び有効期間)

第8条 指定の更新は、下記に従って申請し、適当と認められた場合には、指定を更新する。

(1) 更新の時期

毎年9月1日（但し、年1回は佐賀県県土整備部長が指定業者に対して指定申請の案内を行う。）

(2) 提出期日

毎年7月末日

(3) 提出書類

ア 更新申請書（申請様式-2）

イ 資材の品質を証明する試験成績の写し（表-2）

- ・再生コンクリート砂、再生石材の場合は、中間試験結果（年2回以上）の写し（但し、最初の指定日から9月1日までの期間が半年未満の場合は不要、半年以上から1年未満の場合は1回）

- ・再生加熱アスファルト混合物の場合は、佐賀県建設技術支援機構材料試験センター等発行の事前試験成績書（年1回以上）の写し

ウ 単価見積書（様式-3）

エ 廃棄物処理業許可証の写し

オ 関係法令の許可証の写し

カ 会社概要及び施設概要（様式-4）（変更があった場合のみ）

キ 施設位置図及び写真（様式-5）（変更があった場合のみ）

ク 日常品質管理結果一覧表（任意の3日分以上）（様式-6）

ケ 施設人員構成（様式-7）

コ 材料試験器具一覧（再生加熱アスファルト混合物のみ）（様式-8）

(4) 提出先

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

佐賀県県土整備部建設・技術課 TEL (0952) 25-7168

(5) 指定の有効期間

指定の有効期間は1年間とする。

(検査)

第9条 指定した施設に対して、品質確認のため、必要に応じ立入検査を行うことができる。

この際に製品の提出を指示した場合は、指示製品を提供することとし、品質基準に合致しなければ、指定を取り消すことがある。

(附 則)

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

佐賀県建設副産物再生施設指定要領（平成6年4月1日適用）は、廃止する。

(附 則)

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成27年7月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和2年10月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

建設副産物再生施設指定に係る様式

佐賀県建設副産物再生施設指定申請書（様式－１）	５９
佐賀県建設副産物再生施設指定更新申請書（様式－２）	６０
建設副産物中間処理受け入れ価格見積り（様式－３～１）	６１
建設副産物再生資材価格見積り（様式－３～２～１） （再生加熱アスファルト混合物～１）	６２
建設副産物再生資材価格見積り（様式－３～２～２） （再生加熱アスファルト混合物～２）	６３
建設副産物再生資材価格見積り（様式－３～２～３） （再生砕石）	６４
建設副産物再生資材価格見積り（様式－３～２～４） （再生コンクリート砂）	６５
会社概要及び施設概要（様式－４）	６６
施設位置図及び写真（様式－５）	６７
再生骨材品質管理実績表（様式－６－１－１）	６８
再生コンクリート砂品質管理実績表（様式－６－１－２）	６９
再生骨材品質管理結果一覧表（様式－６－２）	７０
石材再生施設人員構成表（様式－７－１）	７１
コンクリート砂再生施設人員構成表（様式－７－２）	７２
アスファルト混合所人員構成表（様式－７－３）	７３
試験室配置試験器具類調査表（様式－８）	７４

(様式—1)

佐賀県建設副産物再生施設指定申請書

佐賀県県土整備部長 様

佐賀県建設副産物再生施設の指定を申請します。

年 月 日

〒 ー

住 所

氏 名

施設名称

施設所在地

添 付 書 類

- ①佐賀県建設副産物再生施設指定要領第4条に規定する試験成績表の写し
- ②価格見積り(様式—3)
- ③廃棄物処理業許可証の写し(第2条2項に該当する場合)
- ④関係法令の許可証の写し
- ⑤会社概要及び施設概要(様式—4)
- ⑥施設位置図及び写真(様式—5)
- ⑦日常品質管理資料(様式—6)
- ⑧施設人員構成(様式—7)
- ⑨材料試験器具一覧(再生加熱アスファルト混合物のみ)(様式—8)

(様式一 2)

佐賀県建設副産物再生施設指定更新申請書

佐賀県県土整備部長 様

佐賀県建設副産物再生施設の指定の更新を申請します。

年 月 日

〒

住 所

氏 名

施設名称

施設所在地

添 付 書 類

- ①佐賀県建設副産物再生施設指定要領第 4 条に規定する試験成績表の写し
- ②価格見積り (様式一 3)
- ③廃棄物処理業許可証の写し (第 2 条 2 項に該当する場合)
- ④関係法令の許可証の写し
- ⑤会社概要及び施設概要 (様式一 4) (変更があった場合のみ)
- ⑥施設位置図及び写真 (様式一 5) (変更があった場合のみ)
- ⑦日常品質管理資料 (任意の 3 日分) (様式一 6)
- ⑧施設人員構成 (様式一 7)
- ⑨材料試験器具一覧 (再生加熱アスファルト混合物のみ) (様式一 8)

建設副産物中間処理受け入れ価格見積り

(様式-3~1)

(年 月 日未現在)

費用の種別	コンクリート塊（鉄筋あり）	コンクリート塊（鉄筋なし）	アスファルト・コンクリート塊	備 考
選 別 手 間	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
処 理 施 設 維 持 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
場 内 管 理 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
リサイクル施設への運搬費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
そ の 他	費 円/m ³	円/m ³	円/m ³	
	費 円/m ³	円/m ³	円/m ³	
	費 円/m ³	円/m ³	円/m ³	
諸 経 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
計	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
消 費 税 額	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
合 計	円/m ³	円/m ³	円/m ³	

(注) ・受け入れ単価をm³当たりで設定する予定ですので、単価は円/m³で記入してください。

住 所 〒

氏 名

建設副産物再生資材価格見積り（再生加熱アスファルト混合物～1）

（様式－3～2～1）

（ 年 月末現在）

費用の種別	密粒度20mm 10%以下	密粒度20mm 10～20%	密粒度20mm 20～30%	密粒度13mm 10%以下	密粒度13mm 10～20%	密粒度13mm 20～30%	粗粒度20mm 10%以下	粗粒度20mm 10～20%	粗粒度20mm 20～30%	備 考
リサイクル施設設備費										
破 碎 費										
ふるい分け費										
積み込み費										
新材費										
混合費										
その他										
諸 経 費										
計										
消 費 税 額										
合 計										
10km未満の運搬費										
10km毎の加算額										

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名

建設副産物再生資材価格見積り（再生加熱アスファルト混合物～2）

（様式－3～2～2）

（ 年 月未現在）

費用の種別	密粒度20mm 100%以下	粗粒度20mm 100%以下	密粒度13mm 100%以下	粗粒度13mm 100%以下					備 考
リサイクル施設設備費									
破 碎 費									
ふるい分け費									
積み込み費									
新材費									
混合費									
その他									
諸 経 費									
計									
消費税額									
合計									
10km未満の運搬費									
10km毎の加算額									

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名

建設副産物再生資材価格見積り（再生砕石）

（様式－3～2～3）

（ 年 月末現在）

費用の種別	再生砕石（0～40mm）	再生栗石（5～15cm）		備 考
リサイクル施設設備費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
破 砕 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
ふるい分け費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
積み込み費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
新材費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
混 合 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
そ の 他	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
諸 経 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
計	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
消 費 税 額	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
合 計	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
10 km未満の運搬費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
10 km毎の加算額	円/m ³	円/m ³	円/m ³	

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名

建設副産物再生資材価格見積り（再生コンクリート砂）

（様式－3～2～4）

（ 年 月末現在）

費用の種別	再生コンクリート砂 (0～40mm)	再生コンクリート砂 (～ mm)		備 考
リサイクル施設設備費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
破 碎 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
ふるい分け費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
積み込み費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
そ の 他	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
諸 経 費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
計	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
消 費 税 額	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
合 計	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
10 km未満の運搬費	円/m ³	円/m ³	円/m ³	
10 km毎の加算額	円/m ³	円/m ³	円/m ³	

（注）・販売予定のない製品については、空欄にしておいてください。

住 所 〒

氏 名

会社概要及び施設概要

会社概要

会社名：

代表者

住所：〒 —

電話番号：

施設概要

施設名：

責任者名：

住所：〒 —

電話番号：

産業廃棄物処理業（中間処理：がれき類）の許可番号：

施設設置年月日：

処理能力（t/日）：

年間の出荷予定量（t）：

製造工程のフローシート： 別添○（任意様式）

機械・設備仕様一覧： 別添○（任意様式）

(様式－５)

(以下の内容であれば任意様式でも可)

施設位置図及び写真

施設位置図：詳細な位置が判る住宅地図等を添付

写真：全景、フロー図に示した各設備毎の稼働状況、原料（コンクリート塊、アスファルト塊）、及び製品（再生コンクリート砂、再生石材）のストック状況

施設名称		再生骨材品質管理実績表		
再生骨材名	試験月日	石材の品質基準		
		形状	強度	異物混入
		細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んではいけない。	強硬、耐久であって、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んではいけない。	清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んではいけない。
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
施設責任者 氏名		品質管理担当者 氏名		

施設名称		再生コンクリート砂品質管理実績表		
再生コンクリート砂名	試験月日	再生コンクリート砂の品質基準		
		形状	異物混入	備考
		細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んではならない。	清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイヤなど)の有害量を含んではならない。	
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
	月 日			
施設責任者氏名		品質管理担当者氏名		

石材再生施設人員構成表

施設名称	
------	--

施 設			
施設の長		(氏 名)	_____
		(経験年数)	_____ 年
製造管理者		(氏 名)	_____
		(経験年数)	_____ 年
製造担当員		(氏 名)	_____
		(経験年数)	_____ 年
製造担当員		(氏 名)	_____
		(経験年数)	_____ 年

注: 該当の箇所に人員が配置されていない場合は
記入しないこと。

(令和 年 月 日現在)

コンクリート砂再生施設人員構成表

施設名称	
------	--

施 設	
施設の長	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造管理者	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造担当員	
(氏 名)	
(経験年数)	年
製造担当員	
(氏 名)	
(経験年数)	年

注: 該当の箇所に人員が配置されていない場合は
記入しないこと。

(令和 年 月 日現在)

アスファルト混合所人員構成表

混合所番号	
-------	--

混合所	
混合所の長	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造管理者	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造担当員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造担当員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年

試験室	
試験主任	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
試験員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
試験員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
試験補助員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年
製造担当員	
(氏名)	_____
(経験年数)	_____年

注: 該当の箇所に人員が配置されていない場合は記入しないこと。

(令和 年 月 日現在)

試験室配置試験器具類調査表

混合所番号			
試験器具名	数量	型式	備考
マーシャル自動突固め機			
マーシャル安定度試験機			
ふるい			
ふるい振とう機			
電子天秤			
乾燥炉			
密度測定器具			
抽出試験器具			
アスファルト回収装置			
アスファルト針入度試験機			
骨材比重及び吸水量測定器具			
細骨材比重及び吸水量測定器具			
恒温水槽			

再生コンクリート砂の品質基準

1 (目的)

この基準は、佐賀県において使用する建設副産物を再生利用したコンクリート砂の品質基準を定め、公共工事における工事の品質を確保することを目的とする。

2 (対象とする建設副産物と砂)

「資源の有効な利用の促進に関する法律」第十五条に関する建設省令19第6条に掲げる再生資材のうち表-1に掲げるものを対象とする。

表-1

建設副産物種別	再生砂	規格	利用用途
コンクリート塊	再生コンクリート砂	RS-10	・管路(電線・下水道)の埋戻し材

3 (再生コンクリート砂)

(1) 種類及び呼び名

再生コンクリート砂の種類及び呼び名は、表-2のとおりとする。

表-2

種類	呼び名
再生コンクリート砂	RS-10

(2) 品質基準

ア 細長いコンクリート片、薄っぺらなコンクリート片、柔らかいコンクリート片、壊れやすいコンクリート片等の有害量を含んでいてはならない。

イ 清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んではならない。

ウ 最大粒径は10mm以下とする。

エ 粒度分布は、JIS A 1102(骨材のふるい分け試験方法)に規定する方法によって試験し、細粒分(75 μ m以下)の含有量(重量百分率)の上限を10%未満とする。

(3) 品質試験

ア 試験の時期は、以下のとおりとする。

a 指定申請時

b 中間試験(年2回以上)

イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

(附則)

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

(附則)

この基準は、令和2年10月1日から適用する。

(附則)

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

再生石材の品質基準

1 (目的)

この基準は、佐賀県において使用する建設副産物を再生利用した石材の品質基準を定め、公共工事における工事の品質を確保することを目的とする。

2 (対象とする建設副産物と石材)

「資源の有効な利用の促進に関する法律」第十五条に関する建設省令19第6条、第7条に掲げる再生資材のうち表-1に掲げるものを対象とする。

表-1

建設副産物種別	再生石材	規格	利用用途
コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊	再生クラッシャーラン	再C-40	・小型構造物の基礎材 ・ブロック積み、擁壁の裏込め材 ・仮設運搬路の路盤材 ・その他簡易な用途
		RC-40	・下層路盤材
	再生栗石	5~15cm	・小型構造物の基礎材 ・擁壁の裏込め材 ・その他簡易な用途
コンクリート塊	再生粒調碎石	RM-40	・上層路盤材

3 (再生クラッシャーラン)

(1) 種類及び呼び名

再生クラッシャーランの種類及び呼び名は、表-2のとおりとする。

表-2

種類	呼び名
再生クラッシャーラン	再C-40
	RC-40

(2) 品質基準

ア 細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。

イ 強硬、耐久であって、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。

ウ 清浄で、ごみ、泥、有機物(木片・プラスチック・瓦・タイルなど)の有害量を含んでいない。

エ 粒度分布は、JIS A 1102(骨材のふるい分け試験方法)に規定する方法によって試験し、表-3に適合しなければならない。

表-3

呼び名	範囲	ふるいを通るものの質量百分率 %				
		53	37.5	19	4.75	2.36
再C-40	0-40	100	95-100	50-80	15-40	5-25
RC-40						

オ 下層路盤材として使用する場合は、修正CBR試験(突き固め試験を含む)、液性・塑性限界試験、すりへり試験を実施し、表-4に適合しなければならない。

表-4

適 用	項 目	工法・材料	修正CBR (%)	P I	すりへり減量
	簡易舗装	再生クラッシャーラン	10以上 [20以上]	9以下	50%以下
	アスファルト舗装	〃	20以上 [30以上]	6以下	
	セメントコンクリート舗装	〃	20以上 [30以上]	6以下	

(注1) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で上層路盤及び表層・基層の合計厚が40cmよりも小さい場合には修正CBRの基準値に [] 内の数値を適用する。

(注2) 再生クラッシャーランの材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみP Iの規定を適用する。

(注3) 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験とする。

(注4) アスファルトコンクリート再生骨材を路盤材として用いる場合は、配合率を50%以下とする。

(注5) 再生クラッシャーランについては、再生材の使用(100%)を原則とする。ただし、以下の場合の条件については、新規材を(50%以下)混合することができるものとする。

(1) 品質を確保出来ない場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・品質が確保出来ない理由書・試験結果等を提出すること。

(2) 副産物の供給等の問題で新規材を混合する場合は、下記の条件を全て満たすことにより混合できる。

- ・再生材100%を生産し、その再生材の販売量が販売量全体の50%以上あること。
- ・新規材の配合率は50%以下とすること。
- ・前年度の(月別)のコンクリート塊の供給量、再生材の生産量・販売量を提出し、新規材を混合する理由書を提出すること。

また、アスファルト・コンクリート塊を混合する場合は、配合率を50%以下とする。

(注6) このほか、適用に当たっては、最新の「舗装再生便覧」による。

(3) 品質試験

ア 試験の時期は、以下のとおりとする。

- a 指定申請時
- b 中間試験(年2回以上)

イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

4 (再生粒調砕石)

(1) 種類及び呼び名

再生粒調砕石の種類及び呼び名は、表-5のとおりとする。

表-5

種 類	呼 び 名
再生粒調砕石	RM-40

(2) 品質

- ア 細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んではならない。
- イ 強硬、耐久的であって、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んではならない。
- ウ 清浄で、ごみ、泥、有機物（木片・プラスチック・瓦・タイルなど）の有害量を含んではならない。
- エ 粒度分布は表-6に、修正CBR・PI・すりへり減量は表-7に適合しなければならない。

表-6

呼び名	範 囲	ふるいを通るものの質量百分率 %						
		53	37.5	19	4.75	2.36	0.425	0.075
RM-40	0-40	100	95-100	60-90	30-65	20-50	10-30	2-10

表-7

適 用	項 目	工法・材料	修正CBR (%)	PI	すりへり減量
	簡易舗装	再生粒調砕石	60以上	4以下	50%以下
	アスファルト舗装	〃	80以上	4以下	
	セメントコンクリート舗装	〃	80以上	4以下	

(注1) アスファルトコンクリート再生骨材は、路盤材として用いてはならない

(注2) 再生粒調砕石の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

(注3) 再生粒調砕石に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験とする。

(注4) 再生粒調砕石については、再生材の使用を原則とする。ただし、品質が確保できない場合は、新材の混合ができるものとする。

(注5) このほか、適用に当たっては、最新の「舗装再生便覧」による。

(3) 品質試験

ア 試験の時期は、以下のとおりとする。

- a 指定申請時
- b 中間試験（年2回以上）

イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

5 (再生栗石)

(1) 種類及び規格

再生栗石の種類及び規格は、表－8のとおりとする。

表－8

種 類	規 格
再生栗石	5～15cm

(2) 品質基準

- ア 細長いコンクリート片、または薄っぺらなコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。
- イ 強硬、耐久的であって、軟らかい又は壊れやすいコンクリート片の有害量を含んでいてはならない。
- ウ 清浄で、ごみ、泥、有機物（木片・プラスチック・瓦・タイルなど）の有害量を含んではならない。
- エ 再生栗石の圧縮強度は、JIS A5006（割ぐり石）準硬石 以上とする。

(3) 品質試験

- ア 試験の時期は、以下のとおりとする。
 - a 指定申請時
 - b 中間試験（年2回以上）
- イ 試験機関は、原則として「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」とする。

(附則)

この基準は、平成15年 4月 1日から適用する。
再生石材の品質基準（平成6年4月1日適用）は、廃止する。

(附則)

この基準は、平成17年 4月 1日から適用する。

(附則)

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。

(附則)

この基準は、令和 2年10月 1日から適用する。

(附則)

この基準は、令和 8年 4月 1日から適用する。

再生加熱アスファルト混合物の品質基準

1 (目的)

この基準は、佐賀県において使用する建設副産物を再生利用したアスファルト混合物の品質基準を定め、公共工事における工事の品質を確保することを目的とする。

2 (対象とする建設副産物と再生アスファルト混合物)

本基準により規定する建設副産物と再生アスファルト混合物は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」第十五条に関する建設省令19第7条に掲げる再生資材のうち、表-1に掲げるものを対象とする。

表-1

建設副産物種別	再生資材	種別	利用用途
アスファルト・コンクリート塊	再生加熱アスファルト混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・再生粗粒度アスファルト混合物 ・再生密粒度アスファルト混合物 ・再生細粒度アスファルト混合物 ・再生密粒度ギャップ[※]アスファルト混合物 	基層・表層用アスファルト混合物
	再生加熱アスファルト安定処理路盤材	再生加熱アスファルト安定処理路盤材	再生加熱アスファルト安定処理路盤

なお、再生加熱アスファルト混合物の基準については、原則として最新の「舗装再生便覧」によるものとする。本基準においては、同指針に添った「再生加熱アスファルト混合物」への利用に限定しての運用を図るため、特に記述する。以下、() に示す数字は、「舗装再生便覧(令和6年度版)」のページを表す。

3 (再生材の材料)

(1) アスファルトコンクリート再生骨材 (11ページ～)

再生加熱アスファルト混合物及び再生加熱アスファルト安定処理路盤材に用いるアスファルトコンクリート再生骨材は、表-2を満足するものとする。

表-2

項目	旧アスファルト含有量(%)	旧アスファルトの針入度(25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で75umを通過する量(%)
規格値	3.8以上	20以上	5以下

(2) 再生用添加剤 (15ページ～)

再生用添加剤は、旧アスファルトの針入度の性状を回復させるために再生加熱アスファルト混合物の製造時にプラントで添加するものをいい、労働安全衛生法に規定されている特定化学物質を含まないものとする。

なお、再生用添加剤の標準的性状については、「舗装再生便覧(令和6年度版)」に記載されているものとする。

(3) 再生アスファルト (28ページ～)

再生アスファルトは、アスファルトコンクリート再生骨材に含まれる旧アスファルトに再生用添加剤および新アスファルトを単独または組み合わせて添加調整したアスファルトをいう。

再生アスファルトの品質は、舗装再生便覧に示される舗装用石油アスファルト40～60、60～80及び80～100に相当するものとし、表-3を満足するものとする。

表-3

種 類	40～60	60～80	80～100
項 目			
針入度 (25℃) 1/10mm	40を越え60以下	60を越え80以下	80を越え100以下
軟化点℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0
伸度 (15℃) cm	10以上	100以上	100以上
トルエン可溶分%	99.0以上	99.0以上	99.0以上
引火点℃	260以上	260以上	260以上
薄膜加熱質量変化率%	0.6以下	0.6以下	0.6以下
薄膜加熱針入度残留率%	58以上	55以上	50以上
蒸発後の針入度比%	110以下	110以下	100以下
密度 (15℃) g/cm ³	1.000以上	1.000以上	1.000以上

(4) 再生骨材「道路用溶融スラグ」

道路用溶融スラグは J I S A 5 0 3 2 (一般廃棄物、下水汚泥又それらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ) の基準を満足するものとする。

4 (再生加熱アスファルト安定処理路盤材) (20ページ～)

再生加熱アスファルト安定処理路盤材の配合設計は、表-4の値を満足するように行う。

表-4 再生加熱アスファルト安定処理路盤材の品質基準

再生資材名称	マーシャル安定度 KN	その他の品質
再生加熱アスファルト 安定処理路盤材	3.43以上	フロー値10～40 (1/100cm) 空げき率3～12%

5 (再生加熱アスファルト混合物の配合設計) (24ページ～)

再生加熱アスファルト混合物の配合設計は、再生アスファルトの設計針入度に適合するよう新アスファルト、再生用添加剤で調整し、表-5の品質を満足するように行う。

表-5 マーシャル安定度試験に対する基準値

混合物の種類	再生粗粒度アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物		再生細粒度アスファルト混合物	再生密粒度ギャップアスファルト混合物
	(20)	(20)	(13)	(13)	(13)
突固数	T ≥ 1,000	75			
	T < 1,000	50			
空げき率 %	3～7	3～6		3～7	
飽和度 %	65～85	70～85		65～85	
安定度 kN	4.9以上	4.9(7.35)以上		4.9以上	
フロー値 1/100cm	20～40				

注1: 「舗装設計施工指針(平成18年度版)」(第2章 2-3-2 舗装計画交通量)の舗装計画交通量(台/日・方向)を示したものである。

注2: 安定度の()内は舗装計画交通量 T ≥ 1,000 で突固め回数を75回の場合とする。

6 (再生加熱アスファルト混合物の製造) (59ページ～)

再生加熱アスファルト混合物の製造にあたっては、最新の「舗装再生便覧」に基づき、適切な製造および品質管理を行うものとする。

試験練り

再生加熱アスファルト混合物の試験練りは、室内配合試験で決めた配合に基づいて行う。なお、定置式混合所において、定期試験により標準的な現場配合および混合温度や混合時間の作業標準が定められている場合には、工事ごとの試験練りを省略することができる。

7 (再生加熱アスファルト混合物の定期試験)

定置式の再生アスファルト混合所における標準配合品については、表-5に示す項目について、混合物の性状を確認する定期試験を行う。

(1) 定期試験で行う項目

表-6

項目	備考	試験場所
アスファルトコンクリート再生骨材の品質試験	表-2	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター
新アスファルトの品質試験	舗装設計施工指針	アスファルトメーカー (ミルシート)
補足材の品質試験	〃	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター
再生用添加剤の品質試験	舗装再生便覧	アスファルトメーカー (ミルシート)
再生アスファルトの品質試験	表-3	再生アスファルトプラント
再生加熱アスファルト混合物の配合試験	表-3~5	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター
試験練り	アスファルト混合所便覧	再生アスファルトプラント
再生アスファルト混合物の品質試験	表-7	佐賀県建設技術支援機構材料試験センター

表-7 試験練り時に行う再生アスファルト混合物の品質試験

試験項目	目的	備考
骨材粒度	再生混合物の粒度の確認	
再生アスファルト量	再生アスファルト量の確認	
再生アスファルトの針入度	再生混合物の適否の確認	再生混合物から回収
マッシュ性状	マッシュ性状の確認	
再生骨材の配合率	再生骨材配合率の確認	印字記録による

(2) 定期試験の時期

定期試験については、「アスファルト混合所便覧 (平成8年)」に準拠し、年2回以上「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」で実施する。

(3) 資料および供試体の作成

表-6に掲げる試験項目のうち、試験場所をメーカー、再生プラントとされている項目については、適正な試験を実施し試験成績結果を提出するものとする。また、「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」で実施する項目については、供試体の作成等については、別途「佐賀県建設技術支援機構材料試験センター」の指示による。

8 (品質管理および検査)

再生加熱アスファルト混合物を利用した舗装工事の施工中、施工後に行う品質管理および検査については、施工管理の手引きによるものとする。

(附則)

この基準は、平成15年4月1日から適用する。

再生加熱アスファルト混合物の品質基準 (平成6年4月1日適用) は、廃止する。

(附則)

この基準は、平成17年4月1日から適用する。

(附則)

この基準は、平成21年 4月 1日から適用する。

(附則)

この基準は、平成23年 4月 1日から適用する。

(附則)

この基準は、令和 2年10月 1日から適用する。

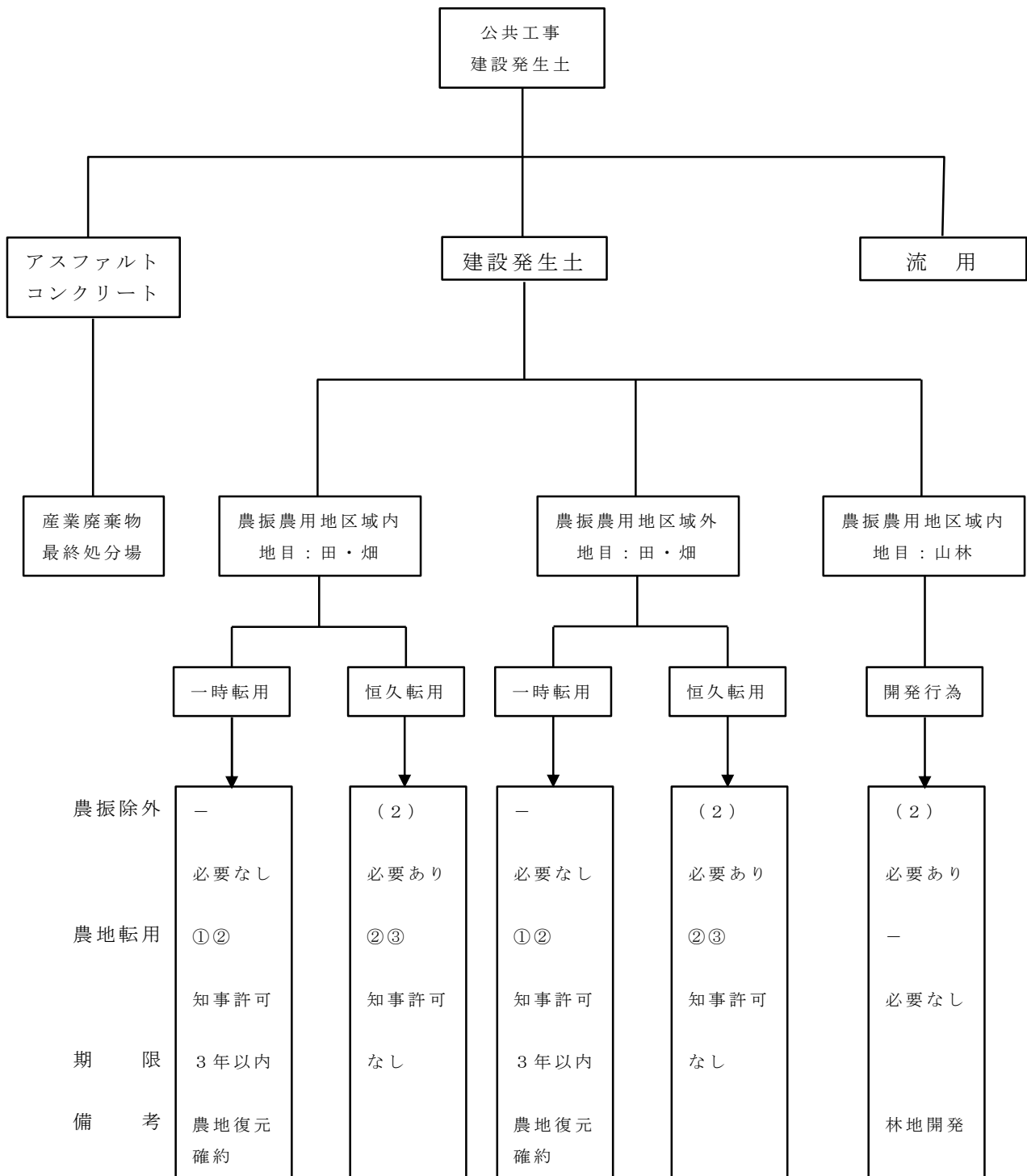
(附則)

この基準は、令和 8年 4月 1日から適用する。

参 考 資 料

農地等に建設発生土を処分する場合の手続きについて	8 5
農地等への建設発生土の処分について	8 6
森林における伐採行為に関する手続き確認	8 7
林地開発許可制度の体系図	8 8
伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート	8 9
各資料へのアクセス方法	9 0

農地等に建設発生土を処分する場合の手続きについて



※地目に関係なく、農振農用地区域内にある土地を、恒久転用する場合は、農振除外の手続きが必要です。

※地目に関係なく、現況が農地として利用されている場合は、農地法の手続きが必要となる場合があります。

農地等への建設発生土の処分について

農政企画課農地調整担当

1. 農地を転用する場合は、知事の許可が必要です。（農地法第4条・5条）公共事業の請負業者が農地（田・畑）等へ建設発生土を処分する場合も、原則、農振法・農地法の許可が必要です。無許可で建設発生土の処分を行った場合は、農振法・農地法違反となります。（農振法15条の3、農地法51条）

2. 農振法・農地法の手続きについて

【農振法】・・・市町農振法担当課

（1）一時転用を行う場合は、農振法第8条よる知事同意なしで可能。

（2）恒久転用を行う場合は、農振法第8条による知事同意が必要です。ただし、県又は市町が、自ら行う事業として土地の権利を取得し、公共事業の用に供する場合は、同意不要です。

【農地法】・・・市町農業委員会

①農地に建設発生土を仮置きする場合（一時転用）は、農地復元確約書を添付の上、農地法第4条・5条による知事等の許可が必要です。

②県又は市町が、自ら行う事業として土地の権利を取得し、公共事業の用に供する場合は、農地法第4条・5条による知事等の許可は必要ありません。

③農地への残土処分後に、恒久転用を行う場合は、農地法第4条・5条による知事等の許可が必要です。

※（）、○の数字は、別紙1に対応

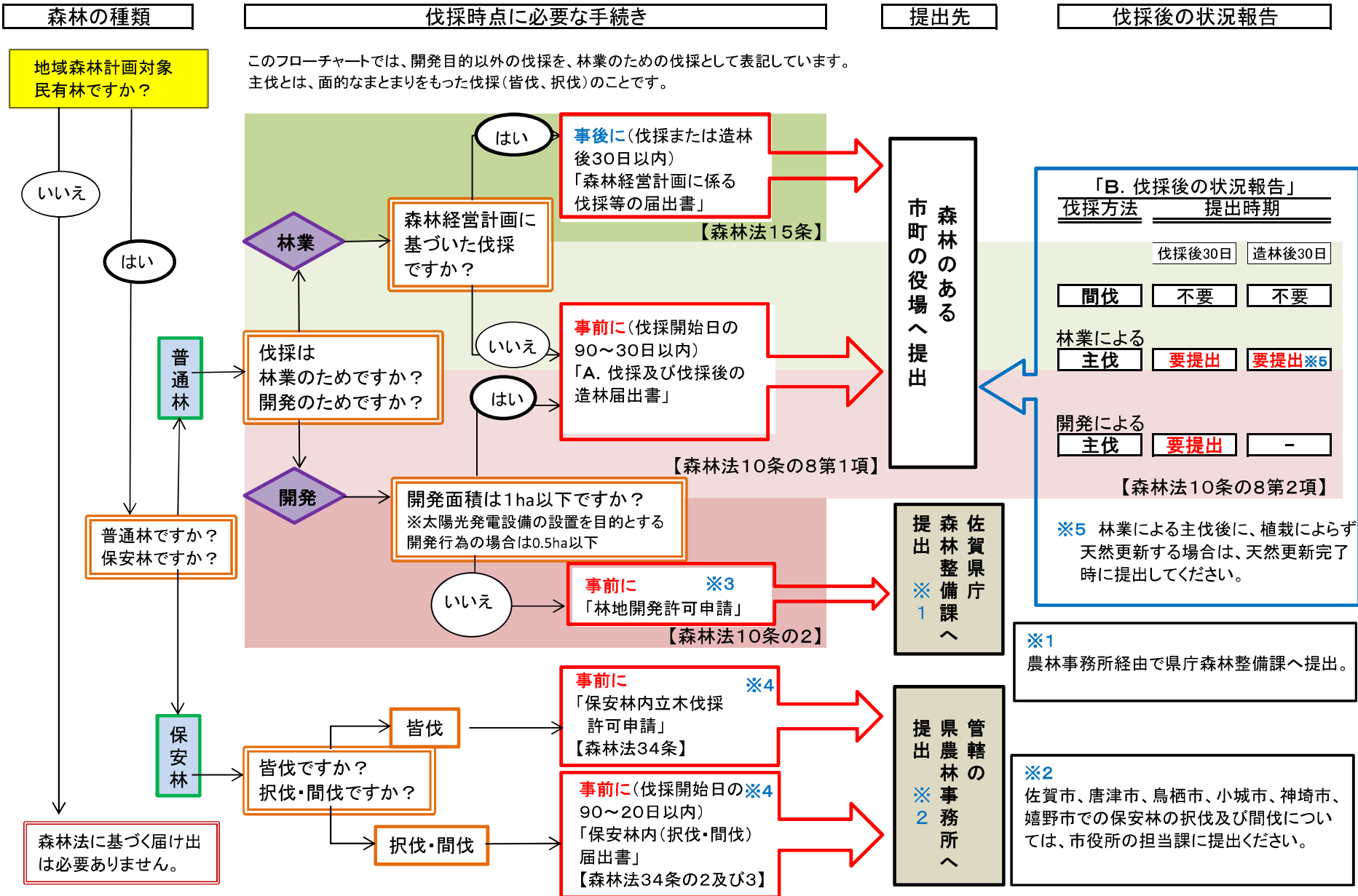
3. 現場事務所・仮設資材置場も上記1・2と同一の処理が必要です。

※農地法の許可権限は、県、指定市町村（佐賀市）及び権限移譲市町が有している。

※権限移譲市町（令和8年4月時点）

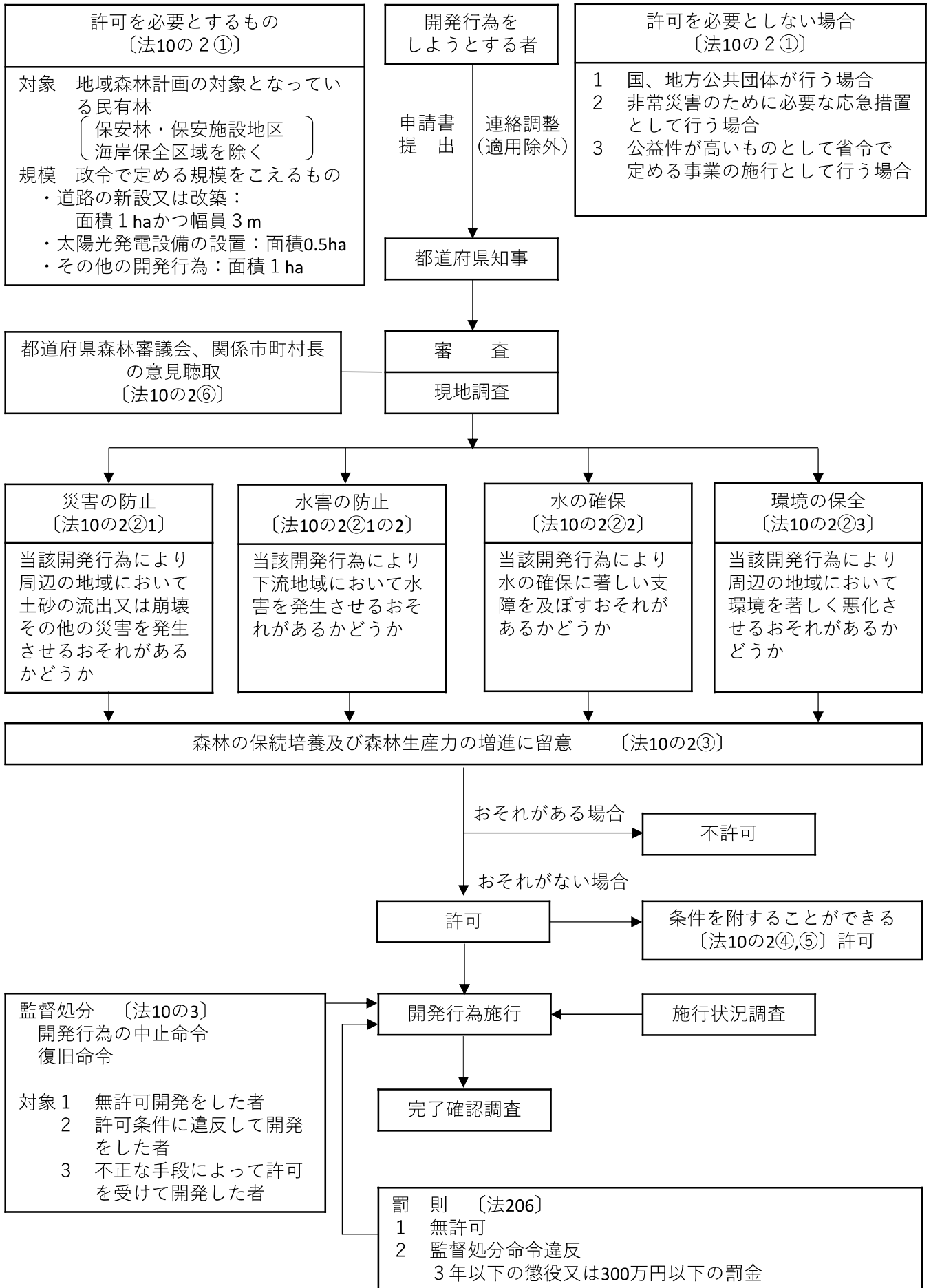
鳥栖市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町

森林における伐採行為に関する手続き確認



※3 国又は地方公共団体が行う開発行為については、林地開発許可申請は不要ですが、知事との協議が必要です。また、「伐採届出書」については、関係市町へ提出が必要となります
 ※4 保安林であって、森林経営計画に基づき伐採を行う場合は、「森林経営計画に係る伐採等の届出書(認定伐採届)」(森林法第15条)の手続きも併せて必要となります。

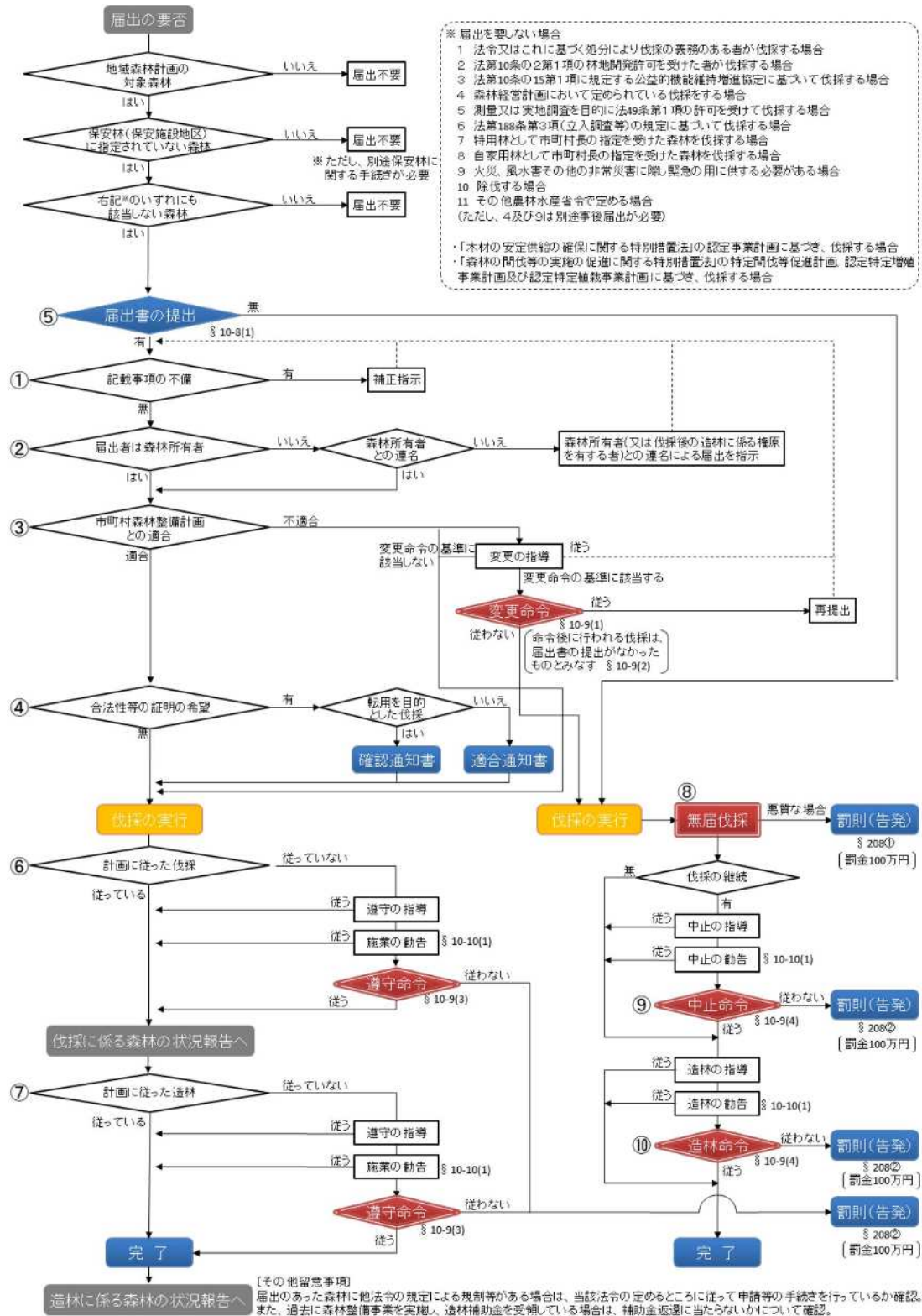
林地開発許可制度の体系図



注：〔 〕は、根拠法である森林法の条項を示す。

伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート

1 伐採及び伐採後の造林の届出



【引用：伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアル（林野庁）】

各資料へのアクセス方法

国土交通省ホームページ

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000137.html

- セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kurom/pdf/siken.pdf>

国土交通省リサイクルホームページ

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

- 建設副産物適正処理推進要綱

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/youkou.pdf

- 建設リサイクルガイドライン

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf

佐賀県ホームページ <http://www.pref.saga.lg.jp>

ジャンル「暮らし・子育て」→「自然・環境・リサイクル」→「廃棄物・リサイクル・土砂等」→「制度・計画」→「建設工事のリサイクル推進」

- 建設リサイクル法関係

関連ファイル「建設リサイクル法による提出書類」

関連ファイル「提出書類様式」

- 佐賀県指定の再生施設 関連ファイル「再生施設一覧」